

DISCLOSURE2025

JA佐久浅間の現況



CONTENTS

あいさつ	1
経営方針	2
内部統制基本方針	4
JA 佐久浅間長期ビジョン・ 令和7年度～9年度 3カ年計画	6
事業改革・自己改革の取組み状況について…	7
業績	10
法令遵守の体制	13
個人情報保護方針	14
リスク管理体制	15
内部監査体制	16
金融ADR制度への対応	17
農業振興活動	21
地域貢献情報	22
経営者保証に関する取組方針	23
地区・店舗一覧	24
沿革・歩み	26
当JAの組織・組織機構	28
事業のご案内	30
主な手数料	35
資料編	37
貸借対照表	38
損益計算書	39
注記表	40
剰余金処分計算書	52
経費の内訳	53
部門別損益計算書	54
自己資本の充実の状況	56
信用事業取扱実績	65
貯金・貸出金	65
有価証券等	69
為替業務等	70
平均残高・利回り等	71
共済事業取扱実績	73
経済事業取扱実績等	75
連結情報	77
連結注記表	82
連結自己資本の充実の状況	98
代表者確認書	106

JA SAKUASAMA
2025

※本資料は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成しています。

※記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示していますので、合計と一致しない場合があります。

なお、金額は、表示単位未満のものは「0」で表示し、0円の場合は「－」で表示しています。



ごあいさつ



組合員・地域住民の皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、J A 佐久浅間の各事業活動に対しまして、格別のご愛顧を賜り心より厚く御礼申し上げます。

令和6年度は、ウクライナ情勢や異常気象、世界的な物価上昇などの要因による農業資材の高騰、また未だ終息を見せない「令和の米騒動」といった様々な困難に直面した年でした。

このような中、単価高に助けられ野菜では販売取扱高100億円を超えました。果樹においても病害虫の影響を大きく受けるも、販売取扱高は前年比大幅増となりました。また、直売所においても出荷者のご協力による地元農産物の品揃えの充実や認知度の向上により、多くの皆様にご来場いただき、売り上げが伸びました。

金融事業においては、金利上昇に伴う資金調達コストの上昇による厳しい収益環境となりましたが、組合員・利用者の皆様から必要とされる地域金融機関を目指して事業を展開しました。また、共済事業においては共済金を総額121億7千万円お支払いさせていただき、組合員・利用者の皆さまのお役立ちをさせていただきました。

J A 佐久浅間全体では、事業利益は6億5千7百万円、当期剰余金は7億3千5百万円、農畜産物全体の販売取扱高は188億1千万円となりました。これは、組合員の皆様のご尽力とご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

令和7年度は、これまで実践してきた第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画の継続と見直しを図り、「農業振興戦略」「組織基盤強化戦略」「経営基盤強化戦略」の三本柱を基軸とした新たな「J A 佐久浅間長期ビジョン・令和7年度～9年度 3ヵ年計画」を樹立し、既存事業の深掘りと新規事業への投資という「両利きの経営」を推しすすめてまいります。

さらに、「J A 佐久浅間地域農業振興ビジョン」の達成に向けて「14プロジェクト+1研究会」の進捗状況や内容を精査し、新たに農業振興プロジェクトとして「営農10プロジェクト」に再編することにより、より一層生産基盤の維持拡大や効率化に努め、組合員農業所得の増大に貢献してまいります。

また、本年は国際協同組合年であり、協同組合の重要性や価値を広く認識してもらう機会でもあります。この特別な年に、J A 佐久浅間は大きな節目である発足25周年となります。これまで、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、持続可能な農業の実現に向けた取り組みを強化し、地域の農業の振興に努めてまいりました。今後も、私たちJ A 佐久浅間は、協同組合としての役割を一層発揮するために、地域の皆様と共に歩み続け、持続可能な農業の実現に向けて全力を尽くし、さらなる発展を目指し、組合員の皆様の声を大切にしながら、地域に根ざしたJ Aとしての役割を果たしていく所存です。

これからもJ A事業に一層のご利用・ご協力をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

令和7年6月

佐久浅間農業協同組合

代表理事組合長 高柳 利道



経営方針



よりよい、
見つめあいます。



この地の土・光・水そして風に育まれ、
大地の恵に抱かれる「幸せ」

この幸せを

この地で暮らす皆へと

共有したいと思っております。

『農業』……

それは生命の源となる

最も大切なものであると

確信しております。



JA佐久浅間

存 在 理 念

わたしたち JA 佐久浅間は、
組合員の暮らしとともに存在します。

- 一人ひとりの力を結集し、大きな力へと変えていくために協同の輪を広げます。
- 日本一のアグリランドを目指して地域の農業振興をすすめます。
- 安心・健康・豊かさの実現に貢献します。
- 郷土の豊かな自然環境を守り、未来へ伝えていきます。

経 営 理 念

わたしたち JA 佐久浅間は、「安全」「安心」「信頼」
をモットーに、地域に根ざした経営を行います。

- 常に安全で安心なものをお届けします。
- 人と人とのつながりを大切に活動を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献します。
- 健全で透明な経営をすすめ、信頼される組織づくりをはかります。

行 動 理 念

わたしたち JA 佐久浅間は、共生を誓いとし、
みんなの笑顔の掛け橋となるために行動します。

- 共に支えあい、明日の豊かな暮らしのための掛け橋になります。
- 安全な農産物を消費者にお届けする掛け橋になります。
- 農業生産者と消費者が交流する掛け橋になります。
- 世代を越え地域の人々が交流する掛け橋になります。
- 豊かな自然環境を未来へつなぐ掛け橋になります。





内部統制基本方針



当組合は、組合員および利用者等からの信頼を得るために、「コンプライアンス（法令等遵守）の確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築し運用します。

1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止および排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ホットライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

（運用状況について）

組合の基本理念の実践として、コンプライアンス基本方針、役職員の行動規範を定め、定期的に開催するコンプライアンス研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。また、自主点検、内部監査の実施、ホットライン（内部通報制度）の設置・運営により不法行為の未然防止や早期発見に努めています。更に監事による監査が実施されています。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

（運用状況について）

情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。また、情報セキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、連絡体制の構築およびFire Wallの脆弱性管理を行っています。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

（運用状況について）

リスク管理基本方針（リスク管理体制）の策定や固有リスクの評価を通じて組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、コンプライアンス委員会および総合リスク管理委員会において協議・検討を行っています。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、人事労務基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

子会社等管理規程に基づき、経営計画および経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っています。

7 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

(運用状況について)

経理規程を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積もりを行うように努めており、適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。

また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めています。

❁❁ JA佐久浅間長期ビジョン・令和7年度～9年度 3ヵ年計画 ❁❁

私たちJA佐久浅間は、これまで実践してきた第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画の継続と見直しを図り、新たな「JA佐久浅間長期ビジョン・令和7年度～9年度 3ヵ年計画」を樹立いたしました。JAを取り巻く環境は、農業の担い手不足、世代交代等による農業生産基盤の変化、円安やインフレの影響による農業経営の圧迫、さらに気候変動や食料・農業・農村基本法の改正等、大きな転換期を迎えております。このような中、JAグループに求められる役割は「農業所得の増大」および的確な事業活動による「経営の健全性確保」と、「将来への投資」という「JA自己改革の実践」を継続していくことに他なりません。

そのために、「重点取組事項」に位置づけた施策に役職員一丸となって取り組み、更なる高みを目指した「令和12年度末 JA佐久浅間のめざす姿」の実現に向け邁進いたします。実現のその先には、JA佐久浅間長期ビジョンに掲げる「食と農で笑顔を育み、次世代へつなぐ地域づくり」が完遂していると確信しております。組合員の皆様におかれましては、当JAの事業・活動への積極的なご参加とご協力をよろしくお願い申し上げます。

JA佐久浅間長期ビジョン・令和7年度～9年度 3ヵ年計画 (2025年～2027年)

食と農で笑顔を育み、次世代へつなぐ地域をつくります

サブテーマ ～組合員・地域とともに 食と農を支える協同の力の発揮～

基本目標

1. 持続可能な地域農業の実現

- 魅力ある農業経営と活気ある産地づくり・・・・・・・・・・農業振興戦略

2. 食と農を基軸とした協同組合の役割発揮

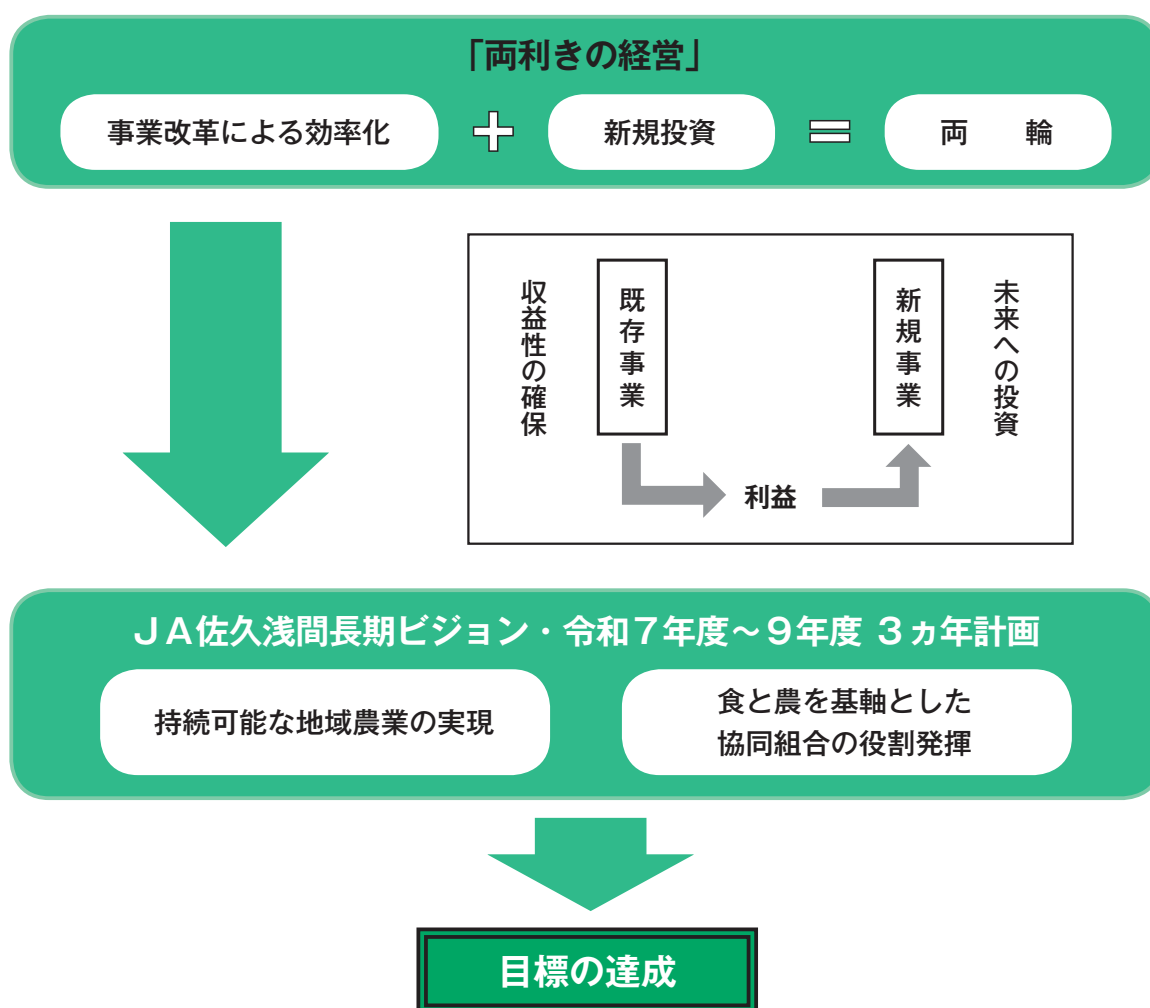
- 「食」と「農」を基軸としたJA仲間づくり・・・・・・・・組織基盤強化戦略
- 事業戦略を支える経営原動力の進化・・・・・・・・経営基盤強化戦略

事業改革・自己改革の取組み状況について

ＪＡ佐久浅間では事業改革の取組みとあわせ、組合員の皆さまとの対話を通じ、農業者の所得増大、地域の活性化、経営基盤の確立に向けて「不断の自己改革」として「自己改革実践サイクル」に取り組めます。

わたしたちは、総合事業の堅持と地域・組合員に必要とされるＪＡであり続けるために、組合員の皆さまとともに「一歩先のＪＡ」をめざし改革に取り組みます。

「事業改革による効率化」と「新規投資」による両利きの経営を基軸とした「JA佐久浅間長期ビジョン・令和7年度～9年度3ヵ年計画」を着実に実践します。



令和6年度の取り組み

組合員との対話活動

組合員の皆さまの声を JA の事業に反映させるため、組合員訪問活動、総代懇談会や支所（店）運営委員会などで対話活動に取り組みました。いただいたご意見の内容を精査・検討し、事業に反映していきます。

新規投資の主な取り組み

① 農業振興プロジェクトの設置

「J A 佐久浅間地域農業振興ビジョン（令和4年～令和8年）」を着実に推しすすめるため、設置した「14プロジェクト+1研究会」の実践・進捗管理を行いました。

令和7年度は「14プロジェクト+1研究会」の進捗状況や内容を精査し、新たに農業振興プロジェクトとして「営農10プロジェクト」に再編し、生産基盤の維持拡大や効率化に努め、組合員農業所得の増大に貢献してまいります。

② ぶどう欧州系大粒種の栽培拡大

ぶどう栽培振興プロジェクトにより、当J A管内での『ぶどう三姉妹[®]』（シャインマスカット・クイーンルージュ[®]・ナガノパープル）の導入・生産拡大をすすめ、令和6年度までに新規栽培38戸・栽培面積は4haとなりました。また、モデル園（佐久市・小諸市）の実証をもとに栽培農家の指導や新規栽培希望者への相談会に取り組みました。



ぶどうの出来栄確認

令和6年度にはプロジェクト開始以降の新規栽培者の初出荷となりました。

引き続き、栽培希望者への個別相談会等を通じて栽培者の拡大を図り、新たな産地形成に取り組めます。

③ もちづき有機堆肥のペレット化事業

当J Aは、国の進める「みどりの食料システム戦略」に一早く対応し、化学肥料の低減に向けて管内産の堆肥のペレット化をすすめ、令和5年春より「もちづき有機ペレット」の販売を開始しました。令和6年度は本格的な製造・販売を進め、5,306袋を供給しました。

引き続き、化学肥料の低減に向けて、「もちづき有機ペレット堆肥」を使用した新たな肥料の開発に取り組みます。

④ 佐久浅間ブランドの構築

外部コンサルタントと連携した、佐久浅間ブランドの構築に向け調査を開始しました。

⑤ 直売所の拡充

7周年を迎えた「ヘルシーテラス佐久南」では来場者数の増加に伴い店内の混雑が課題となっていました。2月にはセミセルフレジの導入に伴い、店内レイアウト変更を実施しました。出荷者の協力による地元農産物の品揃えの充実や販売促進イベント、またA・コープファーマーズ佐久平の生産者直売コーナー「さくさく市場」においても出荷者の増加と知名度の定着から、両直売所共に売り上げが大きく伸長しました。

今後も、J A直営直売所とあわせて一層の充実を図り、生産者の所得増大と地域の活性化に取り組めます。

⑥ 営農関連資格取得の推奨

事業計画に基づき、営農技術員資格の取得に取り組んだ結果、4名が資格取得することができました。また、職員に営農関連資格の取得を推奨し、日本農業技術検定3級に10名が合格しました。

事業改革による効率化の主な取り組み

営農経済事業

- ① ブロッコリー共選ラインの構築では費用対効果の検証によりカメラを備えた自動選果機の導入を検討しました。
- ② ライスセンターの効率的な事業運営をすすめ、佐久町・中佐都ライスセンターの業務委託を行いました。令和7年度は、下原ライスセンター・臼田利用部の業務委託に向けて準備をすすめます。
- ③ 営農センターの効率的な運営に向けて、各地区において集約の検討をすすめました。令和6年度より、さく地区営農センターの統合、あさま西部営農センター小諸事務所は北大井事務所に統合するとともに、しらかば西部営農センター資材事務所をセンター内に移動しました。
引き続き、営農センターの効率的な運営に向けて検討をすすめます。
- ④ D Xへの取り組みでは、「あい作」を本格導入し、しらかば果樹部会をはじめ花卉5部会に普及推進を図りました。しらかば果樹部会・花卉部会合計で359名にI Dを発行しました。
- ⑤ 春肥料予約注文書においてOCR注文書を活用することにより昨年購入実績を記載し、予約注文しやすいようになりました。

「営農・経済事業の成長・効率化プログラム（見える化プログラム）」の実践

持続可能な経営基盤の確立・強化と地域農業の発展に向け、令和4年11月より長野県JAグループ各連合会と協働で策定した「営農・経済事業の成長・効率化プログラム（見える化プログラム）」8項目の成長・効率化施策について、令和6年度は各施策の実行段階（実行計画書）の2年目となりました。

毎月の進捗確認会議、半期ごとの実績確認会議を開催し、各施策の進捗状況の確認や課題を共有しつつ、取り組みをすすめました。

令和7年度は実行段階の最終年度となります。プログラムの達成を目指し「JA佐久浅間長期ビジョン・令和7年度～9年度 3ヵ年計画」の農業振興戦略とともに持続可能な地域農業の実現に向け、着実に実践してまいります。

業 績

令和6年度の事業実績

令和6年度の販売事業は、取扱総額が188億1千万円となり前年実績を上回る農畜産物販売でした。米は、作況指数は東信101の「平年並み」となりましたが、米不足から業者が直接農家や個人ライスセンターへ買い付けに入った他、縁故米が増えたことにより、集荷量は117,300俵と前年を下回りました。しかし、前年よりも価格が上昇したため、取扱高は前年を上回りました。野菜は、物価高騰による消費マインドの低下から消費者の買い控えがみられましたが、長野県産の平均単価と比較すると抜きん出た販売ができました。果樹では病害虫の影響を大きく受けるも、販売取扱高は前年比大幅増となりました。また、直売所においてもヘルシーテラス佐久南では、出荷者の協力による地元農畜産物の充実、飲食施設では佐久地域のオリジナルメニューを提供し、複合施設としての相乗効果発揮により、大きく売り上げを伸ばしました。A・コープファーマーズ佐久平店の生産者直売コーナー「さくさく市場」においても、出荷者の増加と知名度の定着により売上高も大きく伸ばしました。

皆さまにJA事業をご利用いただいた結果、事業利益6億5千万円、当期剰余金は7億3千万円を計上することができました。

❖農業関連事業❖

令和6年度は、5年度に引き続き記録的な高温で経過しました。夏の平均気温は東日本で平年と比べ1.7℃上昇し、平均気温が夏として歴代1位の高温でした。加えて、局部的豪雨に幾度となく見舞われ、特に6月3日は佐久地区・あさま地区にて降雹による被害、それ以降も度重なる豪雨により定植間もない葉野菜の苗の流出、圃場畦畔の決壊など様々な被害が発生しました。記録的な高温は秋まで続き、地球沸騰化ともいわれる異常気象が全ての青果物の生育に深刻な影響を及ぼし病害虫、生理障害などの発生による収量減、更には、季節感の欠如から消費動向にまで影響を及ぼしました。

販売面では、上記の通り異常気象により全国的に作期がずれ込むなど供給が不安定な状態であったため野菜、果樹とも比較的単価高で推移しました。米穀においても高温からの品質低下に伴う出荷量の減少、南海トラフへの備え等から「令和の米騒動」と言われる価格高で、農畜産物全体の販売品取扱高は188億1千万（前年対比106.18%）と前年を上回ることができました。生産面では生産基盤の維持拡大と農業所得の増大を目指して中期3カ年計画の中で「14プロジェクト+1研究会」を実践し、農業振興につとめてきました。成果の一つとして、ぶどうをはじめ新たな品目の裾野が着実に広がっています。また、既存品目についても生産基盤の維持、再構築に向けた方策を実施しているところです。

さて、令和6年5月には、食料の安定供給の確保と農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び、その基盤としての農村の振興を理念とし、「食料・農業・農村基本法」が制定以来、実に四半世紀ぶりの改正となりました。昨今の原材料価格の高まりや円安の進行など生産環境が大きく様変わりする中で、適正

な価格形成が図られなければ、生産基盤が脆弱化し安定的な供給が困難となるとし、生産コストを明確にした上で、上昇分を価格転嫁するなど、適正な価格形成に向けた仕組みを構築するとしています。しかしながら、経営体毎に規模や設備、作型や環境が異なり、一様なコストを算出するのは難しく、また消費者への適正価格に対する理解醸成をどのように図るか等課題は山積しています。農家人口の減少に歯止めをかけ、悪化する自然環境の中でも継続して良質な食料を国民へ供給するためにも、



みなみ野菜部会目揃会



肥料・農薬・資材品目説明会

この仕組みの早期構築が望めます。当JAでは引き続き農政活動を行い、行政、関連団体へ働きかけていきます。

生産資材は、「みどりの食料システム戦略」に対応し、管内産の堆肥を活用したペレット化事業に取り組み、国内資源の利用拡大に向けて「望ちゃん」と「もちづき有機ペレット堆肥」のサンプルを希望する部会員へ配布しました。また、今年度よりネットショップ「さくっとカート」の予約注文を紙の注文書より低価格で販売をし、利便性の向上と生産コストの削減に取り組みました。

1月に開催した「肥料・農薬・資材品目説明会」は、JAファームの出張販売として、安価なチップソーの販売等を行い大変ご好評をいただきました。また、来場者についても、昨年の倍以上の方に来場いただき、継続して開催して欲しいとご要望をいただきました。

❖生活関連事業❖

生活指導事業では、年間を通じて食の安全・安心や農業、そして『国消国産』について学ぶために、親子で参加できる「各地区ちゃぐりん教室」や小学生を対象とした「ちゃぐりんフェスタ」を開催し、農作物の栽培・収穫体験やJAの仕事、郷土料理の教育活動を行いました。また、出前講座を通じて各地区の小・中学校を訪問し、地域伝統食の伝承や米消費拡大、食の安全・安心に関する啓発活動と交流を行いました。



ちゃぐりんフェスタ

教育文化活動では、「家の光大会」を開催し、記念講演会に家の光図書の著者である吉田俊道氏を招き、「菌ちゃん農法」をテーマに講演を行いました。また、家の光をテキストに各種講習会を開催しました。

健康管理活動では、JA厚生連病院と連携してJAヘルス健診を実施、「JA健康教室2024」を開催しました。また、地域集団健診受診者へ受診料助成を行いました。

女性会活動では、食と農を中心に会員同士のつながりを深める活動を基本とし、女性会フェスティバルでは活動発表や講演会、各種講習会や日帰りツアーを実施しました。第15期JA女性大学～フレイズつながラボ2024～を開校し、『食と農、つながり』について学び、次世代のリーダー育成を行いました。

❖信用事業❖

信用事業は「金利ある世界」の到来により、資金調達コストが上昇するなど厳しい収益環境となりましたが、総合事業を活かした推進活動を実践し、組合員・利用者の皆さまから必要とされる地域金融機関を目指して事業を展開しました。

貯金残高は前年より18億6千万円増加しましたが、個人貯金は各金融機関による貯金獲得競争が激しくなったことや、投資信託や国債等への投資の動きが加速した為、6億4千万円減少しました。年金友の会やゴルフ友の会等の活動については各支部ともに活発に実施しました。



年金友の会俳句コンテスト

貸出金は、農業資金、住宅ローン、マイカーローン等の新規融資に積極的に取り組んだ結果、貸出金残高は前年より7億6千万円増加し901億6千万円となりました。特に農業資金は、各支所、ライフサポートセンターを中心として資金ニーズの掘り起こしに注力し、農業経営の安定化や持続可能な農業経営に向けて支援を行いました。なお、JA独自のJAバンク利子補給制度により、低利でご利用いただけることが好評を得て、新規実行は137件・5億7千万円となりました。

資産運用ニーズの高まりに対応するため、各支所ならびにライフサポートセンターにより投資信託等による資産運用・資産形成商品の取り扱いができる体制の強化と人材の育成を図るとともに、資産形成セミナーや相続遺言セミナーの実施により、金融リテラシーの向上や組合員・利用者との関係強化にも注力しました。

❖共済事業❖

共済事業は、18,000世帯を超えるお宅へ「ひと・いえ・くるま・農業」のあんしんチェックを実施し、組合員・利用者に寄り添った総合保障の提案を行いました。また、ひと保障を中心とした新規利用者の加入促進に取り組むとともに、農業生産者に病気などにより就農困難となった場合の備えとして生活障害共済の提案を行いました。

このような状況下、利用者の皆さまにお役立ちできた共済金は、満期・年金で90億4千万円、事故等で31億3千万円、支払総額121億7千万円となり、総件数は17,716件でした。



J A 共済交通安全傘寄贈

❖対処すべき重要な課題❖

事業改革・自己改革の実践

J Aの自己改革が求められるなか、将来にわたり総合事業を堅持し、組合員・利用者の皆さまにとって「なくてはならないJ A」としてあり続けるため、事業計画の着実な実践を通じて将来を見据えた未来を拓くJAを目指し、不断の自己改革に取り組んでおります。

また、「地域の農業振興と農業所得増大」「組合員とJ Aの信頼向上」「J A経営基盤の確立強化」を基本目標とする「自己改革工程表」を定め、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員の皆さまからの評価・意向をJ A運営へ反映するための施策に取り組んでおります。

引き続き、「農業振興戦略」「組織基盤強化戦略」「経営基盤強化戦略」の三本柱を基軸とした3ヵ年事業計画に基づき、既存事業の深掘りと新規事業への投資という「両利きの経営」を推しすすめてまいります。

① 農業振興戦略

3ヵ年計画の1つ目の基本目標である「持続可能な地域農業の実現」に向けた魅力ある農業経営と活気ある産地づくりの取り組みとして、農業振興戦略および新たに見直しを加えた農業振興プロジェクト（営農10プロジェクト）により、組合員の農業所得増大および地域農業の振興、生産基盤の維持・拡大を目指します。

② 組織基盤強化戦略

3ヵ年計画の2つ目の基本目標である「食と農を基軸とした協同組合の役割発揮」に向けた「食」と「農」を基軸としたJ A仲間づくりを進めるため、組合員の拡大に注力します。また、「組織基盤強化戦略」の中には、広報戦略が盛り込まれており、今後、協同組合の役割を発揮し地域社会に貢献するためには農業・J Aへの理解・共感の醸成に向けた広報戦略の強化は不可欠であり、多様な組合員の参加・参画の促進と価値観を共有する仲間づくりを目指し、組合員の拡大や女性組織等の活性化に向けた取り組みを一層強化します。

③ 経営基盤強化戦略

同じく「食と農を基軸とした協同組合の役割発揮」に向けた事業戦略を支える経営原動力の進化への取り組みでは、不断の自己改革の継続および、総合事業を支えるJ A経営基盤を確立することによる経営基盤の強化と健全経営に努めます。

④ 経営を支えるガバナンス・リスク管理の強化

組合員・利用者から信頼される組織・業務運営の実現に向け、子会社を含むJ Aグループ全体のガバナンス・内部統制の構築と強化および、経営リスク管理態勢の強化に取り組みます。



うまい米コンテスト

法令遵守の体制

JA は信用事業をはじめ共済事業、購買事業、販売事業等様々な事業を行っています。その中でも信用・共済事業は業務内容やリスクが多様化・複雑化していることから、金融業務を営む組織として徹底した自己規律、自助努力が要請され、あわせて業務運営の透明性を高めていくことが求められています。

このために最も重視しなければならないのは、農業協同組合法をはじめ様々な事業に関連した法令および当 JA が定めた定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責任と考えています。

そこで、法令及び社会的規範の遵守について代表理事組合長をはじめ全役職員が常に自覚するとともに、職制の中で相互に法令遵守状況をチェックする体制を整えています。

金融商品の勧誘方針

当 JA は、消費者及び利用者保護を目的とした「金融商品の販売等に関する法律」・「消費者契約法」に基づく「金融商品勧誘方針」を遵守した勧誘に努めています。

金融商品勧誘方針

- 1 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や該当商品のリスク内容など重要な事項を十分理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

社会的責任への取り組み

- ・平成 17 年 4 月 1 日より「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。当 JA は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報について、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、内部規程・監査体制の整備等を行っています。

また、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、「個人情報保護方針」・「情報セキュリティ基本方針」を定めこれを遵守します。

- ・当 JA は、「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与の金融サービスの濫用の防止に取り組んでいます。あわせて、政府決定による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

マナー・ローンダリングの防止等では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく「顧客等の本人確認等に関する取扱マニュアル」により、口座開設や現金取引の際、お客様の「本人確認」を徹底しています。

また、近年多発する高齢者を狙った犯罪を未然に防止するため、窓口業務や広報活動を通じ、被害に遭わないための啓発を行い、「特殊詐欺」被害の防止に努めています。

個人情報保護方針

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下の事項を公表しています。詳細につきましては、当ＪＡホームページをご覧ください。
アドレス (<https://www.ja-sakumasama.iijan.or.jp/>)

佐久浅間農業協同組合個人情報保護方針

佐久浅間農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
- 2 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
- 3 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。
個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
- 5 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 6 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
- 7 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 8 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
- 9 当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 10 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

- 1 当組合が取扱う個人情報の利用目的
- 2 当組合が取扱う保有個人データに関する事項
- 3 個人情報情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について
- 4 共同利用に関する事項
- 5 個人データの取扱いの外部委託
- 6 外国の第三者への提供の取扱いについて

佐久浅間農業協同組合情報セキュリティ基本方針

佐久浅間農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理規程」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

その一環として、財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化をはかるため、検証手続を実施しています（「代表者確認書」はP106に掲載しています）。

なお、この規程に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金対策等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

◆審査体制

通常の貸出取引については、本所に審査部署を設置し金融部融資課、各支所・店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

◆資産自己査定

貸出取引の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産負債総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での

取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることなどにより損失を被るリスクのことです。

当 JA では、信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、自主点検・内部監査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務手続を整備するとともに、自主点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を講じています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピューターシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「金融部門危機管理計画・対処マニュアル」を策定しています。

内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本所・支所及び子会社を含むすべての事業所を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。

金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口（電話：0120-677-882・午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除きます））

②紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、

①の窓口にお問い合わせ下さい。

金融円滑化にかかる基本方針

当 JA は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 JA の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 JA の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等の相談・申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

詳細につきましては、当 JA ホームページをご覧ください。アドレス（<https://www.ja-sakuasama.iijan.or.jp/>）

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、「よりそい、見つめあいます。」を経営方針に掲げ、その経営方針を達成するため「存在理念」・「経営理念」・「行動理念」の3つの理念をもとに、組合員・利用者様に金融・共済サービスを提供しております。

3つの理念

「存在理念」

わたしたち JA 佐久浅間は、組合員の暮らしとともに存在します。

「経営理念」

わたしたち JA 佐久浅間は、「安全」「安心」「信頼」をモットーに、地域に根ざした経営を行います。

「行動理念」

わたしたち JA 佐久浅間は、共生を誓いとし、みんなの笑顔の掛け橋となるために行動します。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の事業運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 金融商品

【原則2本文および(注)、原則3(注)原則6本文および(注2,3)】

① JAバンクのセレクトファンド

JAバンクでは、いろいろな「投資に関するニーズ」に合った商品を揃えつつ、お客さまにとっての選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞った「JAバンク セレクトファンド」をご用意いたします。

「JAバンク セレクトファンド」のラインナップは、主に以下の基準をもとに商品を選定しております。選定にあたっては外部有識者の知見もふまえ検討しており、定期的な各商品の運用実績などのモニタリングも行います。

a. 長期投資

将来の備えに向けて、「長期投資」を前提とした金融商品であること。

(いわゆるテーマ型ファンドではないこと)

b. 手数料

手数料が良心的な水準であること。

c. 運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

d. 将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては、過度に分配金を捻出する投資信託ではないこと。

e. 運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

② コア・サテライト戦略

JAバンクでは、保有する資産を守りの「コア（中核）資産」と攻めの「サテライト（衛星）資産」に分けて運用する方法を用いております。

コア部分は、資産運用の中心として、長期的な視点で安定運用を期待する部分です。一般的に価格変動（リスク）が比較的小さい商品で運用を行います。そのため、株式や債券など複数の資産が組み入れられたバランス型ファンドなどが向いています。

サテライト部分は、比較的高いリターンや分配金の受け取りを期待する部分です。投資対象の資産の値上がりや為替による収益を期待したり、定期的に分配金を受け取りたいなどのニーズに合わせて投資を行います。そのため、株式やREIT・海外債券など特定の単一資産に投資をする商品などが向いています。

中核資産である「コア」とサテライト（衛星）資産である「サテライト」をバランスよく保有することが、理想的な資産運用のひとつの姿と考えております。

(2) 共済商品（仕組・サービス）

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2, 3）】

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、日々の生活や農業を取り巻く様々なリスクに対する備えとして、一人ひとりと向き合い、ご利用いただけるよう目的に合った共済の提案・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1, 2, 4, 5）】

① お客さまへのご提案

商品提案にあたっては、お客さまとの対話を重視し、お客さま1人1人によって異なる金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、ふさわしい商品をご提案するために、以下の事を念頭に置いて提案活動に取組みます。

- ・市場環境や経済環境、資産形成の必要性を説明し、お客さまとの対話の中で、つかう、ためる、ふやす等お金の色分けを一緒に考え、運用目的に寄り添った提案。
- ・お客さまに寄り添った4つのステップに応じた提案。
- ・お客さまの理解を手助けする資料の活用（資産運用ガイダンス・スタイル診断シート等）。
- ・販売手数料等の多寡を重視することなくお客さまにふさわしい商品の提案。

② お客さまへの情報提供

お客さまへは、商品のリスクの特性・手数料等、投資判断に重要な影響を及ぼす情報について、十分な情報を、お客様にとってわかりやすく説明するように努めます。

- ・お客様が負担する手数料等のわかりやすい説明のために販売用資料や交付目論見書・重要情報シートの活用
- ・JAとしてお客さまのリスク許容度を確認し、リスク許容度に応じた商品案内。
- ・NISA、iDeCoといった非課税制度の情報提供。
- ・投資後もお客さまへ適切な情報を提供するためにファンドレポートや月間マーケットレター等を活用したアフターフォローの実施。

(2) 共済の事業活動

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（1～5）、原則6本文および（注1, 2, 4, 5）】

① お客様へのご提案

- ・組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、安心チェックシートを活用し一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをご提案します。
- ・契約者サービス強化を目的とした、利用者満足度調査を実施し、組合員・利用者の「声」を活かしたサービスを提供していきます。

② お客さまへの情報提供

- ・ 共済の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向に寄り添い、確認したうえで、十分な保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項等）を実施します。
- ・ 特に高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族を含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、より丁寧に関わりやすくご説明し、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。
- ・ 各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心掛けるとともに、“寄り添う”活動を行い、安心いただけるようアフターフォローを実施します。

③ 手数料等

- ・ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

3. 利益相反の適切な管理

【原則3本文および（注）】

(1) 利益相反の管理について

お客さまへの商品選定や情報提供にあたって、顧客利益の不当な阻害の防止のため「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

- ・ リスク管理部門の月次・四半期のモニタリングによる、お客さまへの営業姿勢や適合性の確認。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

(1)① 人材育成について（信用）

研修による指導や資格取得の推進を通じて専門性を有し適切に業務を行える人材を育成します。

- ・ 登録外務員、内部管理責任者、営業責任者業務の研修システムeラーニングの受講。
- ・ 通信教育講座の受講。
- ・ 全国版、長野県版資産形成サポートプログラム導入による専門講師との研修会、同行訪問等の実践を通じた人材育成。

② 人材育成について（共済）

公的医療保険制度・公的年金制度等の「公的保険制度」の知識習得研修や共済にかかる生命・建物・自動車の各種内部資格の取得に向けた研修を実施します。また信用と連携する中でFP等公的資格取得に向けた研修会に参加し、組合員・地域利用者の皆さまへの総合相談機能の発揮に向けた、高度な専門知識を有する人材育成に取り組みます。

(2) 態勢の構築について

適切な人員配置やモニタリング等を通して、お客さま本位の業務運営実現のための態勢を構築します。

- ・ 資産形成サポートプログラム受講者を中心とした職員を投資信託取扱店舗に配置。
- ・ 毎月の自主点検による顧客への提案状況の確認。

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

農業振興活動

❖地域密着型金融への取組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

当 JA は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 JA の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 JA の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針等を定め、取り組んでおります。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当 JA は、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備しております。

(3) 地域活性化のための融資をはじめとする支援

営農経済部に農家経営支援対策チームを設置し、金融事業等と連携をはかりながら農業者の多様なニーズに対応できるよう取り組んでおります。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージに応じた融資制度を設定し、経営と生活をサポートしております。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取組み

農業融資については、営農経済部門と連携し、取引実績等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っております。

❖収穫祭の開催、地産地消・食農教育への取組み

地区祭や収穫祭など「食と農を基軸とした」イベントを地域ごとに開催し、地域の皆さんとの交流を行っております。

また、当 JA では直売所（道の駅ヘルシーテラス佐久南、A・コープファーマーズ佐久平店生産者直売所「さくさく市場」、みどりのひろば軽井沢、JA ファームさわやかグリーンセンター、あぐりの湯こもろ直売所）を設け、新鮮な地元産農畜産物の提供を行っております。全直売所出荷会員数は 1,472 名、販売額は 12 億 5 千万円となり、生産者の所得増大と地域の活性化に取り組んでおります。

食農教育活動として「農作物の収穫体験・JA の仕事」について各地区で取り組んだほか、親子対象の「ちゃぐりん教室」や小学生対象の「ちゃぐりんフェスタ」を開催するなど、年間を通して食の安全・安心や農について学習しました。また、出前講座として各地区の小・中学校や高校へ出向き、地域伝統食の伝承活動や米消費拡大活動、食の安全・安心の啓発活動及び交流を行いました。



あぐりの湯 サンふじ即売会



ヘルシーテラス佐久南 7周年感謝祭

地域貢献情報

(1) 全般に関する事項

当組合は、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組合であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(2) 地域からの資金調達の状況

地域の皆さまからお預かりした貯金・積立の残高は、令和7年2月末において3,687億1千5百万円となっております。当組合では、県下統一商品のほか、特典付定期積金「ひまわりの会」等のオリジナル商品を開発し、皆さまからお預かりする資金について、金利面や特典によって皆さまにご満足いただけるよう心がけております。

(3) 地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、令和7年2月末において901億6千3百万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給571億1千2百万円、地方公共団体等210億9千9百万円、金融機関85億円、その他34億5千1百万円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の納入、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、旅行、マレットゴルフ大会等を開催するなど、地域の皆さまの繋がりに役立てるような活動を行っております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、さらには支所・店の充実を図ることにより、より一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

(5) 事業継続計画（BCP）

自然災害（地震、台風、洪水等）、事件・事故（火災、施設故障、システム障害、電気・通信・交通インフラの停止）、テロ、SARS、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の重大なリスクが顕在化した場合は、社会的責任を果たすため、事業継続計画（BCP）に基づき、生命の安全を確保しながらJAの事業を適切に継続・運営いたします。



佐久長聖高校駅伝部へのエール

経営者保証に関する取組方針

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを尊重、遵守してまいります。

1 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等のお客さまから資金調達のお申し込みをいただいた場合には、ガイドライン要件の充足状況や経営状況等を分析し、経営者保証の必要性等を総合的に判断します。

2 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 当組合は、お客さまと保証契約を締結する場合、お客さまの理解と納得を得ることを目的として、保証契約の必要性等に関し丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定につきましては、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないようお客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、解除について適切に検討し判断します。

4 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証履行を万一求める場合には、お客さまの資産状況などを総合的に勘案した上で履行の範囲を決定します。

地 区

当JAは小諸市、佐久市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、東御市（旧北御牧村、平成16年4月1日市町村合併による町制変更前の東部町を除く。）の一円を事業区域としています。

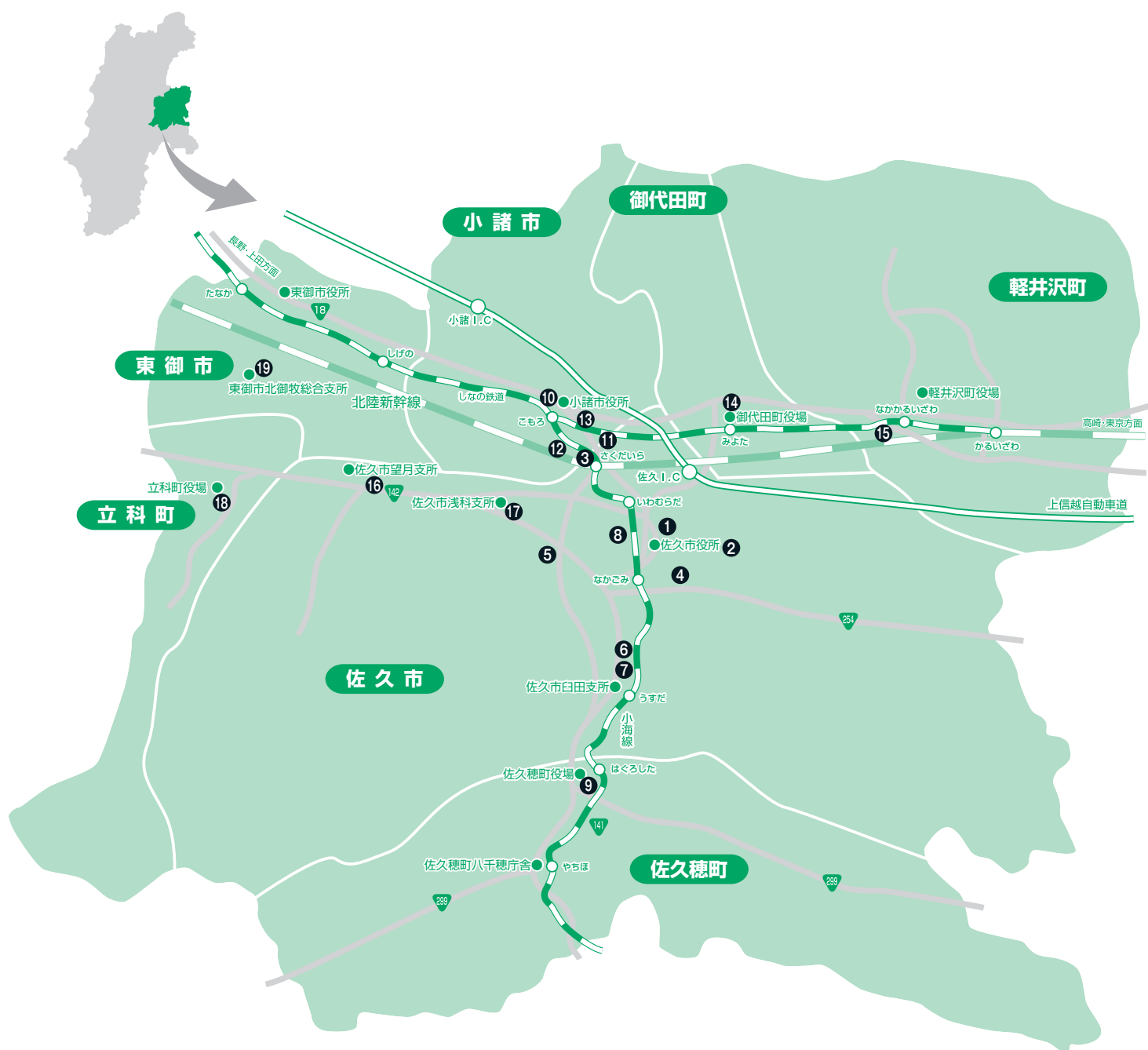
店 舗 一 覧

（令和7年6月1日現在）

	No	店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号	ATM 設置台数
さく地区	①	本 所	385-8585	佐久市猿久保 882	0267-67-0610	2 台
	②	東 店	385-0006	佐久市志賀 6059-1	0267-67-3602	1 台
	③	佐久岩村田支所	385-0022	佐久市岩村田 5512-3	0267-67-2533	1 台
	④	中 込 店	385-0034	佐久市平賀 1893-6	0267-62-0302	1 台
	⑤	佐久野沢支所	385-0055	佐久市三塚 100	0267-62-0047	1 台
みなみ地区	⑥	佐久うすだ支所	384-0301	佐久市臼田 620-1	0267-82-2111	1 台
	⑦	佐久総合病院支所	384-0301	佐久市臼田 197	0267-82-6800	1 台
	⑧	佐久医療センター店	385-0051	佐久市中込 3400-28	0267-78-5822	2 台
	⑨	佐久穂支所	384-0613	南佐久郡佐久穂町大字高野町 559-1	0267-86-2025	1 台
あさま地区	⑩	小 諸 支 所	384-0025	小諸市相生町 2-3-5	0267-22-9400	1 台
	⑪	南 大 井 店	384-0808	小諸市大字御影新田 801	0267-22-1247	1 台
	⑫	三 岡 店	384-0084	小諸市大字耳取 930-1	0267-22-1340	1 台
	⑬	北 大 井 店	384-0055	小諸市大字柏木 546-8	0267-22-0955	1 台
	⑭	御 代 田 支 所	389-0207	北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1791-1	0267-32-3377	1 台
	⑮	軽 井 沢 支 所	389-0111	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2965	0267-45-5067	1 台
しらかば地区	⑯	佐久望月支所	384-2204	佐久市協和 2361-1	0267-53-3001	1 台
	⑰	浅 科 店	384-2104	佐久市甲 1359-3	0267-58-2141	—
	⑱	立 科 支 所	384-2305	北佐久郡立科町大字芦田 2518-6	0267-56-1013	1 台
	⑲	北 御 牧 支 所	389-0404	東御市大日向 337	0268-67-3322	1 台

■ 店舗外ATM

旧平根店、旧高瀬店、旧中佐都店、旧佐久岩村田店、A・コープファーマーズ佐久平店、佐久市役所、旧内山店、旧岸野店、旧田口店、旧切原店、旧八千穂店、佐久市望月支所、佐久市浅科支所、イオンモール佐久平店、佐久穂町役場、ユーバレット南佐久店、浅間南麓こもろ医療センター、旧大里店、旧御代田店、旧佐賀店、旧布施店、旧春日店、立科町役場、旧西部店、旧中込店（一時撤去中）

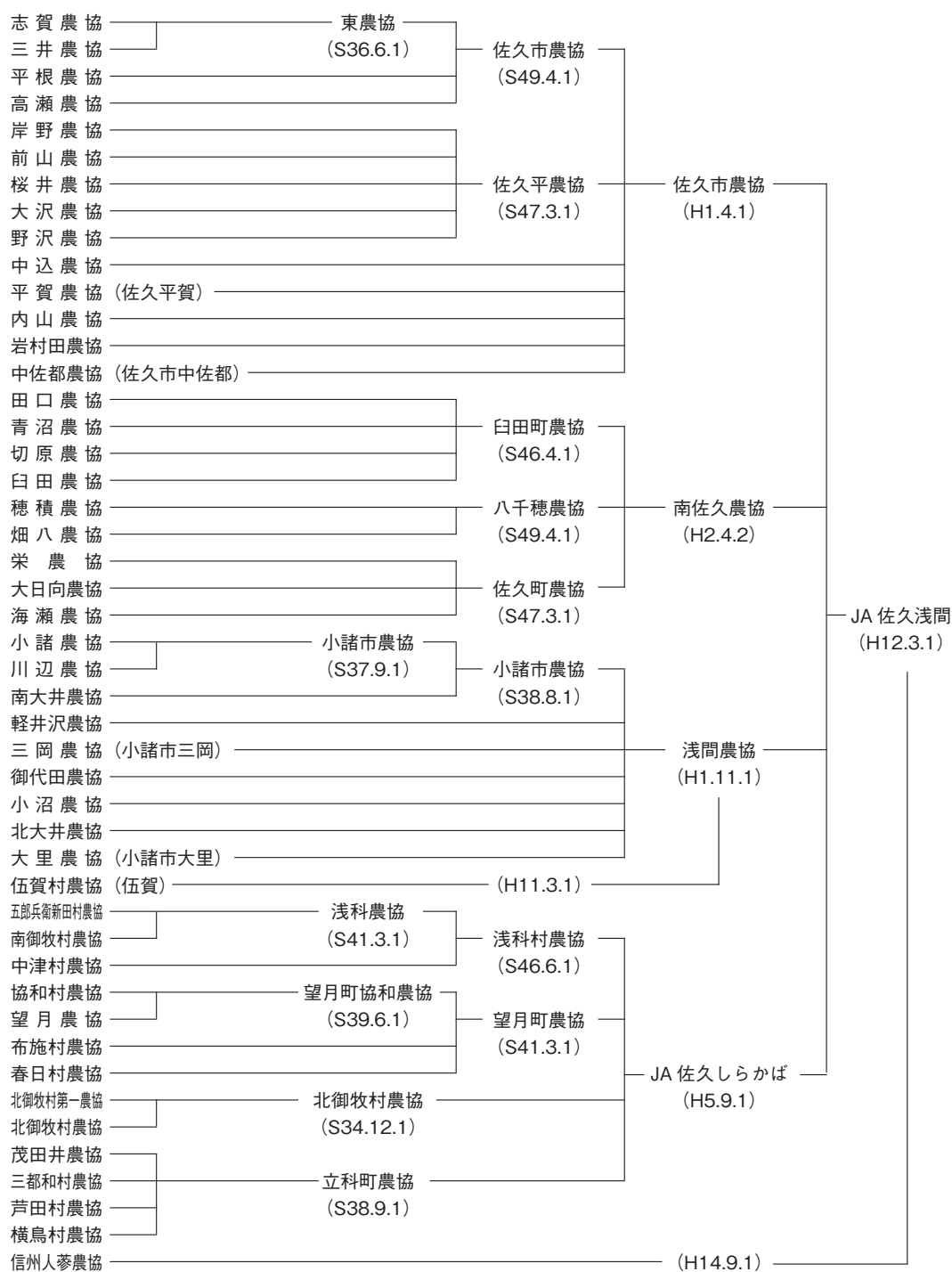


◎店舗所在地を P24 店舗一覧 No で表示しています。

沿革・歩み

当 JA は、昭和 22 年の農業協同組合法の公布を受け、昭和 23 年以降に設立された 47 の農協が時代の変遷とともに合併を重ね平成 12 年 3 月 1 日に設立されました

合併の歩み



平成12年

3月 1日 J A 佐久浅間発足

平成13年

11月19日 投資信託窓口販売開始

11月19日 インターネットバンキング取扱開始

平成14年

7月 年金友の会会員2万人突破

平成15年

6月 1日 セレモニー積立「ひまわりの会」取扱開始

6月19日 ゆうちょ銀行ATM提携開始

平成17年

1月 4日 立科支所新築・稼働

平成18年

5月 8日 全国統一信用システム「JASTEM」稼働

5月22日 セブン銀行ATM提携開始

平成19年

2月13日 ICキャッシュカード・生体認証取扱開始

3月 1日 カードローン「Lip」取扱開始

3月 1日 特別金利定期貯金「55（ゴーゴー）人生」「虎の子」販売開始

4月 1日 フラット35（住宅金融支援機構買取型住宅ローン）販売開始

9月25日 子育て応援定期積金「こてきたい」販売開始

平成20年

5月12日 北御牧支所移転

平成23年

2月14日 新本所業務開始、ローンセンター開設

平成24年

7月 1日 J Aカード（一体型）によるセブン銀行ATM利用手数料のキャッシュバックサービス開始

平成25年

5月14日 相続定期貯金「さくあさま」販売開始

11月18日 イーネット、ローソンATM提携開始

平成26年

3月 3日 佐久医療センター出張所新設

平成28年

2月 1日 女性のための定期積金&定期貯金「ゆめこまち」販売開始

平成29年

8月17日 J A 佐久浅間農産物直売所クーポン券付定期貯金「GREEN（グリーン）」販売開始

平成30年

4月 2日 J A 佐久浅間特別金利定期貯金「フォレスト」販売開始

令和元年

4月 1日 年金受給予約者専用特別金利定期積金「よろこびライフ」販売開始

9月 3日 移動金融車「じゃんまる号」運行開始

令和2年

3月 1日 J A 佐久浅間発足20周年

3月 2日 御代田支所新築・稼働

令和3年

5月17日 佐久穂支所新築・稼働

9月 6日 佐久うすだ支所リニューアルオープン

令和4年

9月12日 中込店新築・稼働

令和5年

4月 3日 佐久岩村田支所新築・稼働

4月 3日 本所ライフサポートセンター開設

令和7年

2月10日 J A 相模原市と友好 J A 協定締結

当 JA の組織

組合員数

(単位：人)

	令和6年度末	令和5年度末	増 減
正組合員数	16,232	16,721	△ 489
個人	16,174	16,665	△ 491
法人	58	56	2
准組合員数	13,241	12,941	300
個人	13,123	12,819	304
法人・団体	118	122	△ 4
合 計	29,473	29,662	△ 189

組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
米穀専門委員会	3,485
野菜専門委員会	1,170
果樹専門委員会	640
花き専門委員会	237
きのご研究会	4
畜産協議会	61
ジュース用トマト協議会	57
女性会	1,336

当JAの組合員組織を記載しています。

役員一覧

(令和7年6月1日現在)

役職名	氏 名	備 考	役職名	氏 名	備 考
代表理事組合長	高柳 利道	実践的能力者	理 事	植松 政幸	認定農業者
代表理事専務理事	柳澤 正	実践的能力者	理 事	三石 和久	実践的能力者
常 務 理 事	小林 清	実践的能力者	理 事	柳澤 正弘	実践的能力者
常 務 理 事	茂木 秀二	実践的能力者	理 事	清水 陽子	実践的能力者、女性
理 事	磯貝 源夫	実践的能力者	理 事	小宮山政男	認定農業者
理 事	小池 宗夫	実践的能力者	理 事	市川 正一	認定農業者
理 事	武井 信一	認定農業者	理 事	山浦 一利	実践的能力者
理 事	駒村 啓一	実践的能力者	理 事	土屋 寿恵	認定農業者、女性
理 事	糊澤 静枝	女性	理 事	花岡 和夫	実践的能力者
理 事	日向 信夫	実践的能力者	理 事	小澤 真一	認定農業者
理 事	金子 裕之	実践的能力者	理 事	箕輪 文彦	認定農業者
理 事	小林 浩一	実践的能力者	理 事	山浦 清志	実践的能力者
理 事	須田 幸枝	実践的能力者、女性	理 事	桜井 秀子	実践的能力者、女性
理 事	柳沢 益男	認定農業者	代 表 監 事	井出 健一	
理 事	古越 茂美	実践的能力者	代 表 監 事 代 理	渡辺 永	
理 事	井出やよい	実践的能力者、女性	常 勤 監 事	塩川 隆幸	
理 事	矢島めぐみ	実践的能力者、女性	監 事	大森 一	
理 事	秋山 政人	実践的能力者	監 事	依田 文雄	員外監事

役員数

(単位：人)

区 分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定員に定める役員の定数
理 事 (うち常勤) (うち女性)	30 (4) (8)	16 (1) (4)	15 (1) (5)	31 (4) (7)	25人以上35人以内 3人以上
監 事 (うち常勤) (うち女性)	5 (1) (-)	5 (1) (-)	5 (1) (-)	5 (1) (-)	4人以上6人以内 1人以上
合 計 (うち女性)	35 (8)	21 (4)	20 (5)	36 (7)	

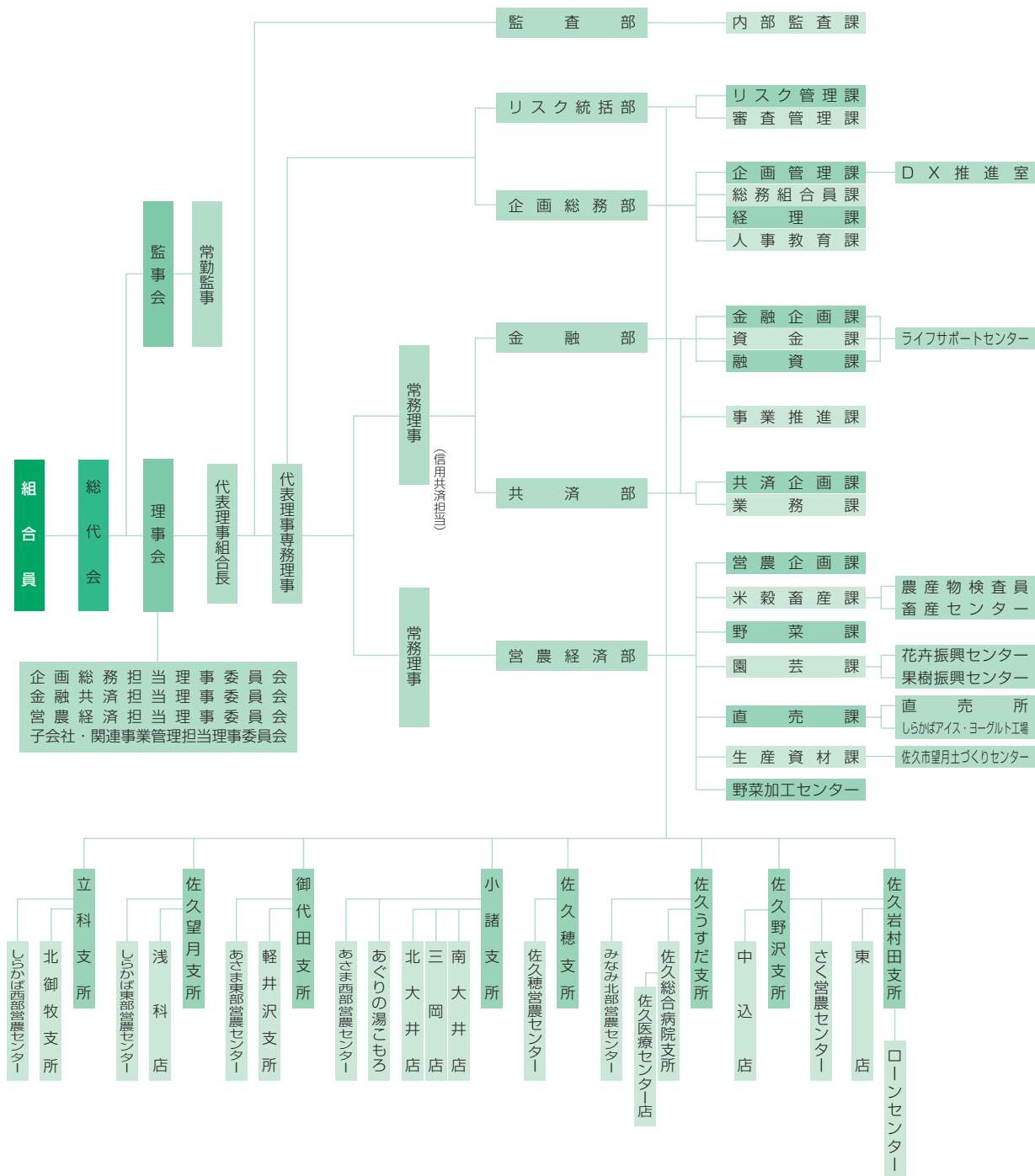
職員の内訳

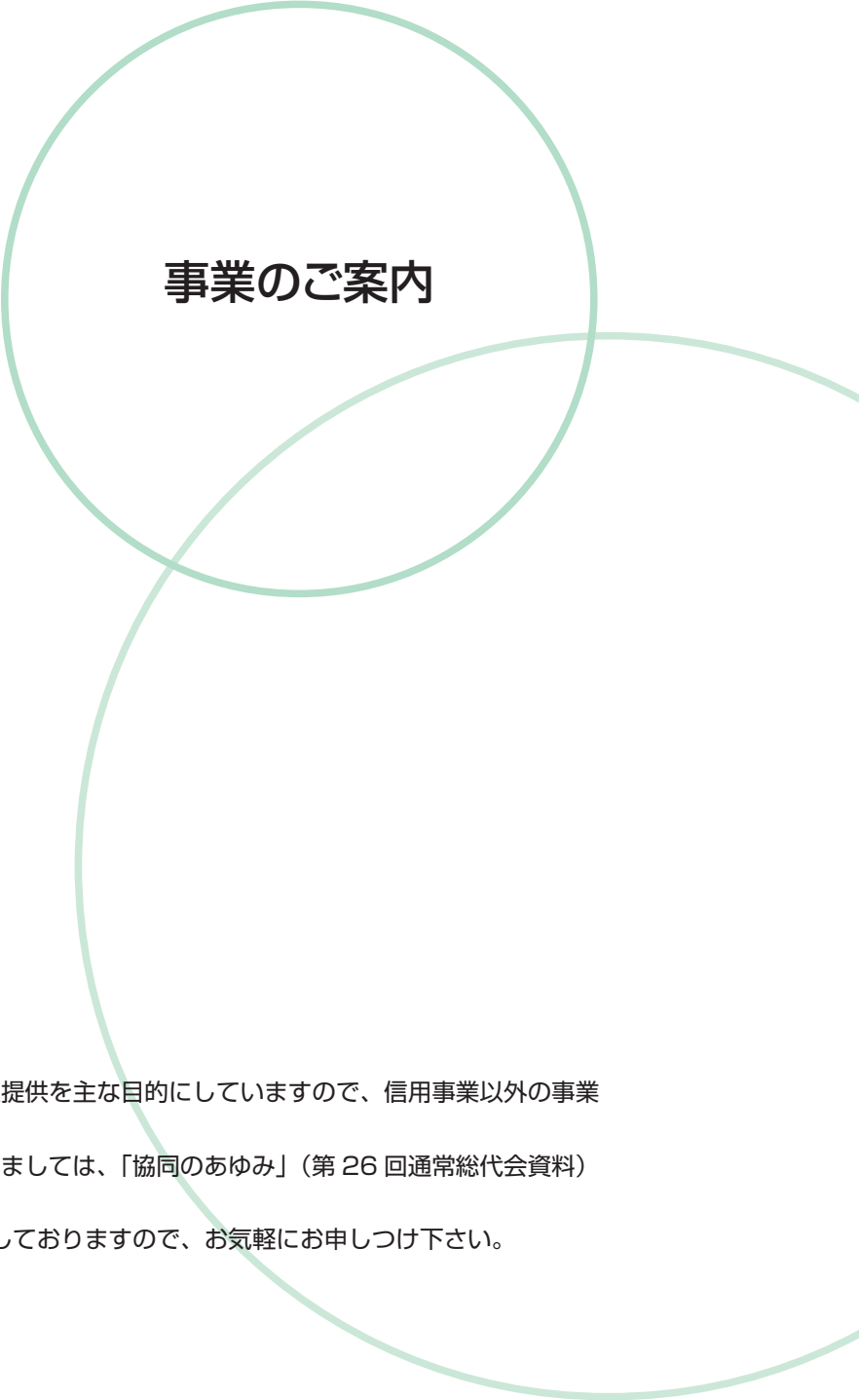
(単位：人)

区 分		令和6年度			令和5年度		
		男	女	計	男	女	計
正職員	一 般 職 員	258	125	383	272	132	404
	営農技術員	41	2	43	45	2	47
	生活指導員	-	5	5	-	5	5
	計	299	132	431	317	139	456
臨時・パート職員		51	117	168	54	125	179
合 計		350	249	599	371	264	635

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。





事業のご案内

※本資料は、信用事業を中心とした情報提供を主な目的にしていますので、信用事業以外の事業のご案内は省略させていただきます。

なお、信用事業以外の事業内容につきましては、「協同のあゆみ」（第26回通常総代会資料）をご覧ください。

「協同のあゆみ」は金融窓口にご用意しておりますので、お気軽にお申しつけ下さい。

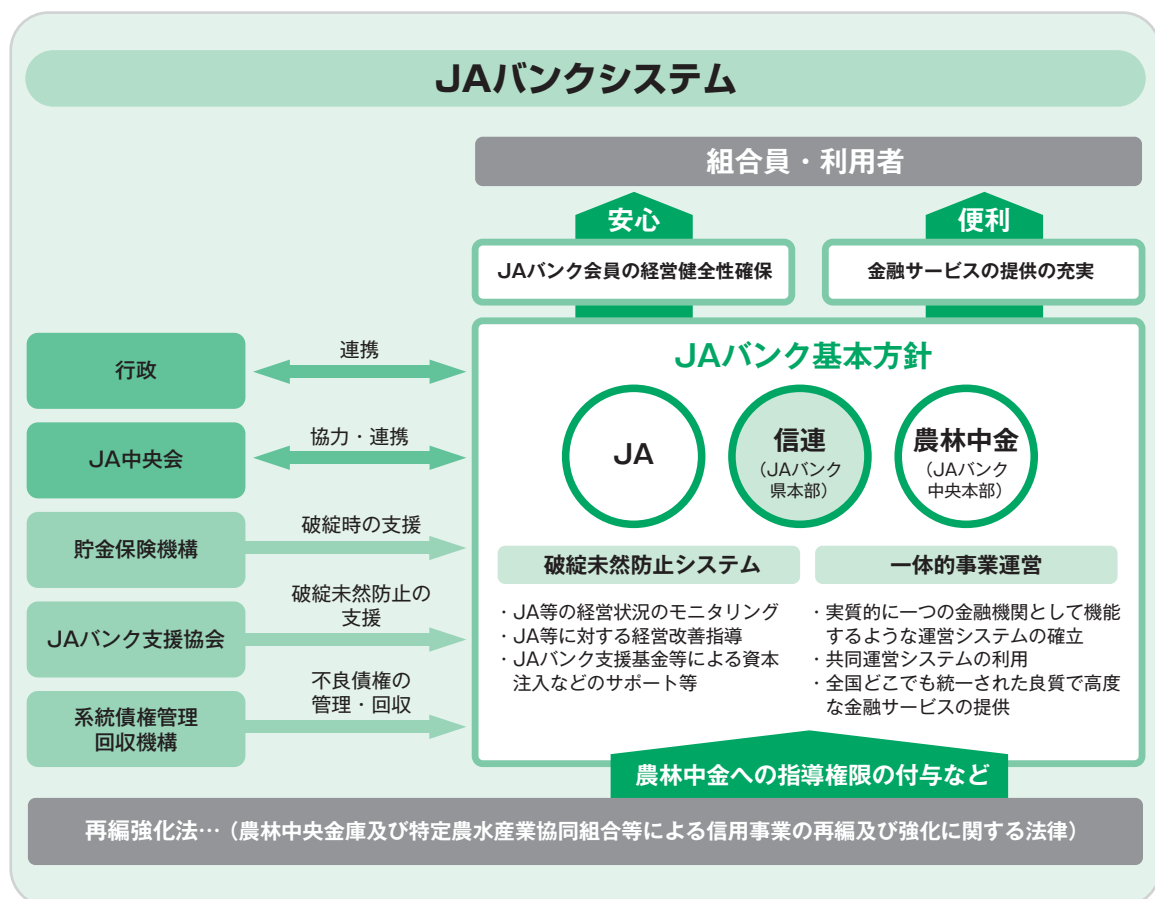
信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA、信連、農林中金という三段階の組織が総合力を結集し、実質的にひとつの金融機関（JAバンク）として大きな力を発揮しています。

○貯金業務

組合員の皆さまはもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座など各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、JA貯金は「JAバンク・セーフティーネット」（公的制度である「貯金保険制度」と「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保する取り組みである「破綻未然防止システム」により守られており、安心してご利用いただけます。



・お取扱商品のご案内（主な貯金）

貯 金 の 種 類	特 色	期 間	お預け入れ金額	
当座貯金※ 1	・ 小切手・手形がご利用いただけます。	期間の定めはありません	1 円以上	
総合口座	・ 普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。 お預けいただいた定期貯金の90%、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません	普通貯金、定期貯金のお預入金額によります。	
普通貯金(含 決済用貯金)	・ お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。(決済用貯金には、お利息はつきません。)	期間の定めはありません	1 円以上	
貯蓄貯金	・ 普通貯金と同様、簡単に出し入れできる貯金です。 ・ 残高に応じて5段階の金利が適用されます。	期間の定めはありません	1 円以上	
納税準備貯金	・ 税金の納付に備えるための貯金です。	期間の定めはありません	1 円以上	
通知貯金	・ 1 週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7 日以上	50,000円以上	
教育資金一括贈与貯金	・ 「JA教育資金贈与専用口座」を開設し、当該口座から教育資金を支払うことで、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けることができます。	原則、受贈者が30歳に達した日まで（諸条件あり）	1,500万円以内	
定期貯金				
	期日指定定期貯金	・ お利息が1年複利で計算される定期貯金です。 ・ 1年の据置期間後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。	最長3年	1 円以上 300万円未満
	スーパー定期	・ おいくらからでもお預入れいただけます。 ・ 個人のお客さまの場合、満期日前にお利息を受け取ることができる利息分割受取型も選択できます。	1 ヶ月以上 10年以下	1 円以上
	大口定期貯金	・ 1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。		1,000万円以上
	変動金利定期貯金	・ 市場金利に応じて6カ月ごとに金利が変更となる貯金です。	2年・3年	1円以上
積立型貯金				
	グリーン積立	・ 毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でいざという時には一部のお支払機能もあります。	期間の定めはありません	1円以上
	積立式定期貯金満期型	・ 毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	据置期間 1ヵ月以上3年 以下 積立期間 6ヵ月以上10 年以下	
財形貯金				
	一般財形貯金	・ お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立てとなります。	3 年以上	1 円以上
	財形年金貯金	・ 退職後の生活に備えての資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 円以上
	財形住宅貯金	・ マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 円以上
定期積金	・ 毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヵ月以上5年以下	1,000円以上	
譲渡性貯金（NCD）	・ 大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上 5 年以下	1,000万円以上	

※ 1 2027年4月1日(木)以降を期日とする手形・小切手の取立の受付は停止しております。また、2025年4月1日(火)以降、新規の口座開設受付は停止しております。

○貸出業務

組合員の皆さまへの貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまに必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の各種制度資金の申し込みのお取り次ぎもしています。



・お取扱商品のご案内（主な資金）

資 金 の 種 類		お 使 い み ち 等	期 間	ご 融 資 金 額
JAバンクローン	住宅ローン	・住宅の新築、増改築、宅地、建売住宅、マンション等の購入資金及び他金融機関の借り替えにもご利用いただけます。 ・金利は固定金利、変動金利、固定変動選択型があります。	50年以内	2億円以内
	リフォームローン	・住宅の増改築、修理、内外装、太陽光発電システム設置、門、塀の建築、造園等の資金にご利用いただけます。	15年以内	1,500万円以内
	賃貸住宅ローン	・賃貸住宅の建設、増改築等にご利用いただけます。	30年以内	4億円以内
	教育ローン	・教育に係る資金なら教育ローンです。入学金、授業料はもちろん、家賃や支度金等にもご利用いただけます。	16年10カ月以内 (据置期間等詳しい内容につきましては、窓口でお気軽にご相談下さい。)	1,000万円以内
	マイカーローン	・車の購入はもちろん、車検、ガレージ、免許の取得にもご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
	フリーローン	・お使いみちは自由です。(事業資金は除く)	10年以内	500万円以内
	カードローン「Lip」	・ご自由です。(生活に必要な一切の資金)	2年 (自動更新)	500万円以内 (10万円単位)
アグリマイティーローン		・農業経営に必要な資金全般にご利用いただけます。	15年以内	2億円以内
農業経営ローン		・農業経営に必要な短期資金としてご利用いただけます。	1年以内 (1年更改)	3,000万円以内
農業資金		・農業経営に必要な設備資金、農業経営改善に必要な長期資金等農業資金全般としてご利用いただけます。	30年以内 (固定金利は10年以内)	ご融資金額等詳しい内容につきましては、窓口でお気軽にご相談下さい。
住宅資金		・住宅、宅地の取得、増改築等お住まいに係る資金全般にご利用いただけます。	30年以内 (固定金利は20年以内)	
事業資金		・組合員が経営する農業以外の事業の安定と拡充のための資金としてご利用いただけます。	30年以内 (固定金利は10年以内)	
生活資金		・生活に必要な資金全般にご利用いただけます。	10年以内	

・各種制度資金

金融機関等	資金名
独立行政法人 住宅金融支援機構	災害復興住宅融資 地すべり等関連住宅融資 宅地防災工事資金融資 他
(株)日本政策金融公庫	青年等就農資金 農業改良資金 農業経営基盤強化資金（スーパーL） 経営体育成強化資金 農林漁業セーフティネット資金 畜産経営環境調和推進資金 中山間地域活性化資金 振興山村・過疎地域経営改善資金 国の教育ローン 他

○資金・証券業務

当ＪＡがお預りした貯金は、貸出を通じ地元に還元する一方、信連への預金・有価証券等への運用も行っています。その運用方法は安全性・収益性・流動性を重視しており、系統（ＪＡ長野県信連）預け金などの短期運用や国債等による長期の運用を行っています。

○証券窓販業務（国債／投資信託）

当ＪＡでは、お客様の多様化する資産運用ニーズに応えるため、国債および投資信託の窓口販売業務を行っています。ご相談窓口では、お客様の投資目的、投資経験、リスク許容度等により適切な商品提供ができるようご相談に応じています。

○相談業務

お客様の財産づくりや生活設計のご相談に応じるため、ローンを中心とした融資相談や年金・相続等の相談を行っています。

○為替／決済サービス

全国ＪＡの店舗をはじめ、すべての金融機関とオンラインで結び、振込・代金取立等が安全、迅速、確実にできる内国為替のお取り扱いをしています。

また、給与・年金等の口座振込、公金・公共料金の口座振替や全国の民間金融機関との間でキャッシュカードによる相互支払サービス、各種クレジットカードとのキャッシング提携などお客様のお仕事やくらしの中で生ずる様々な資金決済について各種サービスを提供しています。

・お取扱商品のご案内

項 目	内 容
自動送金サービス	毎月ご指定日にお客様のご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続きで、毎月確実に送金できます。
総合振込サービス	お客様からのお支払いに振込データを記録媒体で送っていただくことにより、自動的にお振込みいたします。
定期振込サービス	定期的に同一のお振込みをお客様が行う場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄に記入するだけで、その他の記入が不要となり大変便利です。
ＪＡキャッシュサービス	ＪＡバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、ＪＡバンクおよびＪＦマリンバンクのＡＴＭによるご入金、ご出金、残高照会のサービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱ＵＦＪ銀行のＡＴＭによる平日日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用いただけます。セブン銀行ＡＴＭ・イーネットＡＴＭ・ローソン銀行ＡＴＭによるご入金・ご出金（ＪＡバンク優遇プログラム※における手数料無料化の対象です）、およびＭＩＣＳ提携金融機関（都銀・地銀・第二地銀・信金・信組など）のＡＴＭでも、ご出金、残高照会のサービスをご利用いただけます。 ※ＪＡバンク優遇プログラムとは、ＪＡとの取引状況に応じてコンビニＡＴＭの手数料が月に２回まで無料となるサービスです。
給与受取サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、ＮＨＫ放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金（総合口座）当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ＪＡカード（クレジットカード）	ＪＡカードは、ＪＡが提供する「ＪＡならでは」のクレジットカード。ご旅行、お買物、お食事などにご利用いただけます。また、現金が必要なときのキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	ＪＡのキャッシュカードでお買い物ができます。デビットカード加盟店で、端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金がお客様の口座から即時に引き落とされます。また、お客様に手数料は一切かかりません。

○全自動貸金庫

専用カード、暗証番号、専用鍵を使ったセキュリティシステムにより、大切な財産とともに秘密やプライバシーを安全・確実にお守りいたします。営業時間内であればいつでもご利用いただけます。

○その他サービス

ご自宅やオフィスに居ながら資金送金・残高照会が行える「アンサーサービス」「J A ネットバンク」「法人J A ネットバンク」のお取り扱いをしています。

・お取扱商品のご案内

項 目	内 容
アンサーサービス	お客様が現在お使いの O A 機器（パソコン・ファクシミリ）と J A 長野県グループのコンピュータとを通信回線（電話回線）で結ぶことにより「資金の移動」や「お取引内容についての照会」を、オフィス・ご自宅に居ながらにしてスピーディーに行えます。
J A ネットバンク	インターネットに接続されているパソコン、スマートフォン、携帯電話から、窓口や A T M でご提供しております各種サービスをお気軽にご利用いただけます。 ※ J A バンク優遇プログラムにより、J A との取引状況に応じて J A ネットバンク振込手数料が月に 1 回まで無料となります。
法人 J A ネットバンク	残高照会、振込、振替はもちろん、給与振込などのデータ伝送サービスもオフィスのパソコンでご利用できます。
J A バンクアプリ	スマートフォン等でいつでも口座残高・明細を照会、P a y B による税金・各種料金の払い込み、投資信託取引が行えます。
J A バンクアプリプラス	スマートフォン等でいつでも口座開設・振込、ペイジーによる税金・各種料金の払い込み、各種ローン関連取引が行えます。

主な手数料

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

1 為替手数料

(1)振込手数料（1 件につき）

振込みの種類		3 万円未満	3 万円以上
窓口利用	当 J A 同一店内あて	110 円	330 円
	当 J A 本支所あて	220 円	440 円
	系統あて（電信扱・文書扱）	220 円	440 円
	他行あて（電信扱・文書扱）	550 円	770 円
自動送金	J A あて（注 1）	220 円	440 円
	他行あて	550 円	770 円
A T M	当 J A のキャッシュカード（注 2）	無料	
	他 J A あて	110 円	330 円
	他行あて	440 円	660 円
	県内の J A ・ J F キャッシュカード	110 円	330 円
	他行あて	440 円	660 円
	他行のキャッシュカード（注 3）	110 円	330 円
アンサー・ネットバンク	個人	無料	
	他 J A あて	110 円	220 円
	他行あて	165 円	330 円
	法人	無料	
	J A あて（注 1）	110 円	220 円
	他行あて	330 円	550 円

注 1）引落としと振込先口座が同一店舗内の場合は、無料。

注 2）県内 J A ・ 信連キャッシュカードを含む。

注 3）一部利用できないカードがあります。

注）15 時以降は翌営業日振込扱いとなります。

(2)代金取立手数料

種 類	手数料
当 J A 内・手形交換所扱	普通扱・至急扱 無料
県内 J A あて	普通扱・至急扱 440 円
他行あて	普通扱 660 円 至急扱 880 円
送金・振込組戻料	660 円
不渡手形返却料	660 円
取立手形組戻料	660 円
取立手形店頭提示料	660 円

2 証明書等発行手数料（1 通あたり）

種 類	手数料
貯金残高証明書	当 J A 指定用紙 自動発行 440 円 都度発行 660 円
	相続用 都度発行 1,100 円
	英文用 都度発行 2,200 円
	お客様ご指定の用紙 660 円
	監査法人様からの依頼 2,200 円
	貯金取引履歴明細表 660 円
出資保管証明書	別に定める料率による
国債保護預かり	無料

3 融資関係手数料（1 通・1 件につき）

種 類	手数料
残高証明書	当 J A 指定用紙 自動発行 440 円 都度発行 660 円
	相続用 都度発行 1,100 円
	英文用 都度発行 2,200 円
	お客様ご指定の用紙 660 円
	監査法人様からの依頼 2,200 円
	融資証明書 1,100 円
条件変更	債務保証書 1,100 円
	抵当権による同意書・承諾書 1,100 円
	支払利子証明書 1,100 円
	確定日付 1,100 円
	ローンカード再発行（1 枚につき） 2,200 円
	定率型住宅ローン事務手数料（1 契約につき） 融資金額の 1.1 %
繰上返済	住宅ローン（つなぎ資金を除く） 5,500 円
	個人ローン（住宅ローン以外） 3,300 円
	事業性資金 3,300 円
	生活関連資金等一般資金 550 円
	住宅ローン全部（つなぎ資金を除く） 33,000 円
	住宅ローン一部 無料
不動産担保	個人ローン（住宅ローン以外） 無料
	事業性資金 3,300 円
	生活関連資金等一般資金 無料
	設定（新規・追加） 11,000 円
	一部解除（融資残高のない場合無料） 5,500 円
	全部解除 無料
事務手数料	住宅ローン新規取扱事務手数料 22,000 円
	アバマンローン新規取扱事務手数料 22,000 円
	住宅ローン貸付留保金利用手数料 33,000 円

4 貯金関係手数料

(1)ATM利用手数料（1回につき）※稼働時間はATMによって異なります

金融機関名	お取引内容	手数料	
		平日 8:45～18:00	平日のその他 時間帯および 土曜・日曜・祝日
当JA・県内JA のATM	入出金	無料	無料
県外JAのATM	入出金	無料	無料
三菱UFJ銀行 のATM	出金	無料	110円
セブン銀行ATM イーネットATM ローソンATM	入出金	110円	220円
JFマリンバンク のATM	出金	無料	無料
提携金融機関 のATM	出金	110円	220円

(2)キャッシングサービス

ご利用時間帯		手数料
平日	8:00～8:45	110円
	8:45～18:00	無料
	18:00～21:00	110円
土日祝日	9:00～17:00	110円

(3)発行・再発行手数料

種 類	内 容	手数料
通帳・証書	1冊・1枚	1,100円
キャッシュカード再発行（紛失の場合）	1枚	1,100円
法人キャッシュカード発行	1枚	1,100円

(4)両替手数料

種 類	内 容	手数料
両 替	1～100枚	無料
	101～500枚	220円
	501～1,000枚	330円
	1,001枚以上	千枚毎に330円を加算

(5)窓口硬貨整理手数料

種 類	内 容	手数料
窓口硬貨整理	1～500枚	無料
	501～1,000枚	220円
	1,001枚以上	千枚毎に220円を加算

(6)通帳・証書種類変更手数料

種 類	内 容	手数料
通帳・証書種類変更	1冊・1通	550円

(7)アンサーサービス・ネットバンク使用料

利用機器		サービス	契約料	基本料
アン サ ー サ ー ビ ス	プッシュホン	取引情報	無料	無料
		資金移動	無料	1,100円
	ファックス	取引情報	無料	1,100円
		資金移動	無料	1,100円
	パソコン	取引情報・資金移動	11,000円	2,200円
ネットバンク		個人	無料	無料
		法人	無料	1,100円

(8)媒体持込手数料

対象取引	媒体種類	内 容	手数料
口座振替	紙媒体※1	1回50件まで※2	3,300円

※1 紙媒体＝帳票、振込依頼書等

※2 1回当たり50件まで、以降50件毎に3,300円加算

5 小切手・手形発行手数料

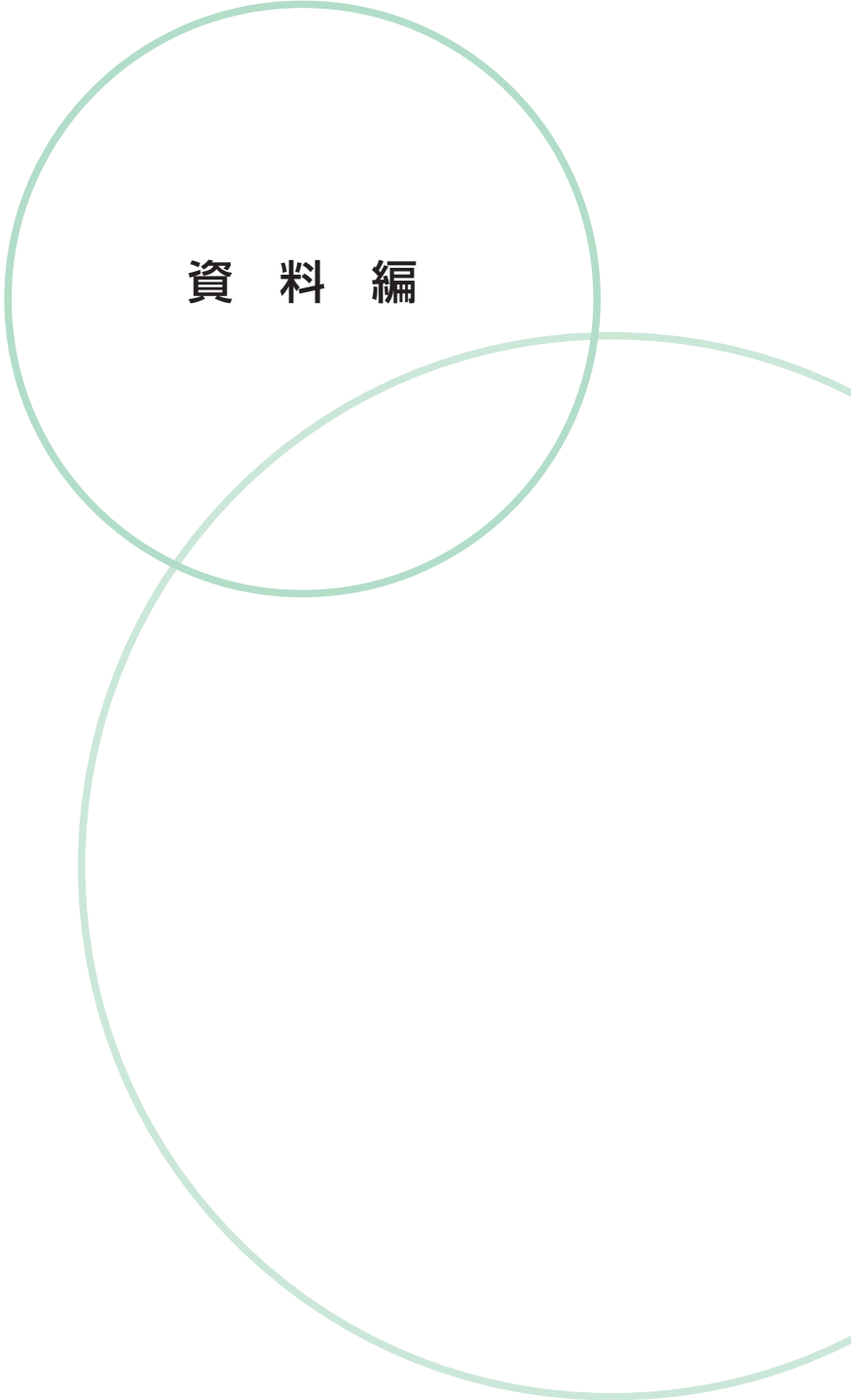
種 類	内 容	署名鑑印刷無	署名鑑印刷有
小切手	1冊(50枚綴り)	660円	770円
約束手形	1冊(25枚綴り)	440円	495円
	10枚あたり	176円	198円
マル専口座開設	1口座あたり	3,300円	
マル専手形	1枚あたり	550円	
署名鑑新規登録・変更料	1回	5,500円	

6 貸金庫（設置場所：JA 佐久浅間本所）

サイズ	ご利用時間帯	年間ご利用料
小(6cm×26cm×35cm)	8:30～17:00 平日のみ	11,000円
大(12cm×26cm×35cm)		16,500円

7 その他手数料

種 類	手数料
口座振替（1件あたり）	110円
自動送金サービス申込手数料（1申込あたり）	110円
未利用口座管理手数料（年額）	1,320円



資料編

貸借対照表

令和6年度 令和7年2月28日現在
令和5年度 令和6年2月29日現在

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度	科 目	令和6年度	令和5年度
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	373,260	369,661	1 信用事業負債	370,607	367,760
(1)現金	1,599	1,696	(1)貯金	368,715	366,845
(2)預金	274,625	275,568	(2)借入金	1	3
系統預金	272,316	273,358	(3)その他の信用事業負債	1,886	907
系統外預金	2,308	2,210	未払費用	126	115
(3)有価証券	6,313	2,616	その他の負債	1,760	792
国債	1,251	1,249	(4)債務保証	4	4
地方債	3,103	412	2 共済事業負債	1,085	1,037
社債	1,958	606	(1)共済資金	545	499
受益証券	—	349	(2)未経過共済付加収入	540	536
(4)貸出金	90,163	89,398	(3)その他の共済事業負債	—	1
(5)その他の信用事業資産	888	834	3 経済事業負債	1,641	1,549
未収収益	141	81	(1)経済事業未払金	1,496	1,403
その他の資産	747	752	(2)経済受託債務	13	13
(6)債務保証見返	4	4	(3)その他の経済事業負債	132	132
(7)貸倒引当金	△ 335	△ 457	4 設備借入金	518	528
2 共済事業資産	59	60	5 雑負債	1,241	1,363
(1)その他の共済事業資産	59	60	(1)未払法人税等	84	122
3 経済事業資産	2,507	2,517	(2)資産除去債務	63	57
(1)受取手形	—	—	(3)その他の負債	1,093	1,183
(2)経済事業未収金	1,670	1,767	6 諸引当金	2,934	3,121
(3)経済受託債権	91	68	(1)賞与引当金	407	408
(4)棚卸資産	774	794	(2)退職給付引当金	2,488	2,654
購買品	563	567	(3)役員退職慰労引当金	37	58
その他の棚卸資産	210	226	負債の部合計	378,029	375,360
(5)その他の経済事業資産	109	109	(純資産の部)		
(6)貸倒引当金	△ 138	△ 223	1 組合員資本	28,186	27,382
4 雑資産	1,789	1,884	(1)出資金	7,770	7,643
(1)雑資産	1,789	1,884	(2)利益剰余金	20,441	19,809
(2)貸倒引当金	△ 0	△ 0	利益準備金	6,483	6,345
5 固定資産	8,402	8,578	その他利益剰余金	13,958	13,463
(1)有形固定資産	8,369	8,536	事業基盤強化積立金	4,069	4,069
建物	15,822	15,939	JA 健康・福祉積立金	916	916
機械装置	7,486	7,387	JA 教育積立金	918	918
土地	3,074	3,114	JA 情報施設積立金	356	500
建設仮勘定	—	72	野菜加工事業積立金	784	1,037
その他の有形固定資産	3,975	3,952	立科有線放送施設更新準備積立金	62	62
減価償却累計額	△ 21,990	△ 21,930	肉牛肥育実験事業積立金	—	176
(2)無形固定資産	32	42	畜産事業振興積立金	230	—
その他の無形固定資産	32	42	施設更新積立金	963	280
6 外部出資	18,950	18,950	税効果調整積立金	872	911
(1)外部出資	18,950	18,950	経営基盤強化積立金	2,889	2,589
系統出資	18,007	18,007	農業振興開発積立金	241	108
系統外出資	693	693	当期末処分剰余金	1,654	1,894
子会社等出資	249	249	(うち当期剰余金)	(735)	(685)
7 繰延税金資産	872	911	(3)処分未済持分	△ 25	△ 70
資産の部合計	405,841	402,564	2 評価・換算差額等	△ 374	△ 178
			(1)その他有価証券評価差額金	△ 374	△ 178
			純資産の部合計	27,811	27,203
			負債及び純資産の部合計	405,841	402,564

損益計算書

令和6年度 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
令和5年度 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
1 事業総利益	5,358	5,527
事業収益	14,012	14,170
事業費用	8,654	8,642
(1)信用事業収益	3,081	2,987
資金運用収益	2,810	2,714
(うち預金利息)	(1,614)	(1,543)
(うち貸出金利息)	(782)	(777)
(うちその他受入利息)	(413)	(393)
役務取引等収益	116	113
その他経常収益	154	159
(2)信用事業費用	756	653
資金調達費用	201	78
(うち貯金利息)	(201)	(77)
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(1)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(0)	(0)
役務取引等費用	28	29
その他事業直接費用	27	8
その他経常費用	498	536
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 68)	(△ 35)
信用事業総利益	2,324	2,334
(3)共済事業収益	1,236	1,250
共済付加収入	1,150	1,181
その他の収益	85	69
(4)共済事業費用	80	86
共済推進費	24	29
共済保全費	23	28
その他の費用	32	28
共済事業総利益	1,155	1,163
(5)購買事業収益	4,726	5,011
購買品供給高	4,652	4,939
購買手数料	8	7
修理サービス料	0	0
その他の収益	64	64
(6)購買事業費用	4,218	4,563
購買品供給原価	4,101	4,401
その他の費用	116	161
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 76)	(△ 5)
(うち貸倒損失)	(0)	(-)
購買事業総利益	508	448
(7)販売事業収益	878	735
販売品販売高	222	121
販売手数料	523	486
その他の収益	132	127
(8)販売事業費用	268	185
販売品販売原価	213	114
販売費	48	64
その他の費用	6	6
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
販売事業総利益	610	550
(9)保管事業収益	50	45
(10)保管事業費用	23	26
保管事業総利益	26	18

(11)加工事業収益	2,090	2,177
(12)加工事業費用	1,629	1,520
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(-)
加工事業総利益	461	657
(13)利用事業収益	2,222	2,178
(14)利用事業費用	1,859	1,778
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△0)
利用事業総利益	362	399
(15)その他事業収益	0	22
(16)その他事業費用	0	8
その他事業総利益	0	13
(17)指導事業収入	64	82
(18)指導事業支出	156	140
指導事業収支差額	△ 92	△ 58
2 事業管理費	4,700	4,810
(1)人件費	3,665	3,788
(2)業務費	171	173
(3)諸税負担金	166	170
(4)施設費	676	656
(5)その他事業管理費	20	21
事業利益	657	716
3 事業外収益	561	494
(1)受取雑利息	8	8
(2)受取出資配当金	199	192
(3)賃貸料	208	197
(4)償却債権取立益	6	6
(5)雑収入	139	89
4 事業外費用	200	201
(1)支払雑利息	2	2
(2)寄付金	0	0
(3)子会社等賃貸資産費用	142	140
(4)雑損失	54	58
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 1)
経常利益	1,018	1,009
5 特別利益	30	43
(1)固定資産処分益	22	6
(2)一般補助金	7	37
6 特別損失	148	178
(1)固定資産処分損	50	70
(2)固定資産圧縮損	7	37
(3)減損損失	90	70
税引前当期利益	900	874
法人税、住民税及び事業税	125	144
法人税等調整額	39	44
法人税等合計	164	188
当期剰余金	735	685
当期首繰越剰余金	305	306
JA 情報施設積立金取崩	144	-
野菜加工事業積立金取崩	326	-
施設更新積立金取崩	37	720
税効果調整積立金取崩	39	44
農業振興開発積立金取崩	67	138
当期末処分剰余金	1,654	1,894

注記表（令和6年度）

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式 移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料） 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産 主として総平均法または個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
 - (2)無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- 4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査担当部署が査定結果を監査しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
- 5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- 6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき計上しています。

 - ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。
- 7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- 8 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

 - ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④加工事業

組合員等が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷冷蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

9 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

10 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

11 その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,345百万円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳額
建物	1,446 百万円
機械装置	1,373 百万円
土地	276 百万円
その他の有形固定資産	249 百万円
合 計	3,345 百万円

2 担保に供している資産

定期預金5,500百万円を為替決済の担保に、定期預金50百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	2,017百万円
子会社に対する金銭債務の総額	1,854百万円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

該当ありません

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は388百万円、危険債権額は306百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は53百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は748百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

III 損益計算書に関する注記

1 子会社との事業取引による取引高の総額

(1)子会社との取引による収益総額	1,245百万円
うち事業取引高	927百万円
うち事業取引以外の取引高	317百万円
(2)子会社との取引による費用総額	172百万円
うち事業取引高	150百万円
うち事業取引以外の取引高	22百万円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済・経済事業（生産資材）は8広域単位（さく北部、さく南部、みなみ北部、みなみ南部、あさ西西部、あさ東部、しらかば東部、しらかば西部）に、野菜加工事業は基本的に事業所単位でグルーピングしております。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および農業関連施設等については、全体のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、当組合全体の共用資産として認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧野菜加工開発センター	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧東給油所	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧平賀生産資材	遊休固定資産	土地・建物	業務外固定資産
立科有線	遊休固定資産	建物・機械装置	業務外固定資産
旧東店	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧東部店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
佐久警察署 浅科駐在所	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧平賀生産資材、旧東店の固定資産は遊休固定資産となり早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

佐久警察署 浅科駐在所の固定資産は賃貸固定資産として使用されていますが、使用価値および正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧野菜加工開発センター、旧東給油所、立科有線、旧東部店の遊休固定資産は、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額まで達しないため備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場 所	金 額	内 訳
旧野菜加工開発センター	73百万円	土地27百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧東給油所	1百万円	土地0百万円、建物0百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧平賀生産資材	2百万円	土地2百万円、建物0百万円
立科有線	2百万円	建物0百万円、機械装置2百万円
旧東店	1百万円	土地1百万円
旧東部店	5百万円	建物5百万円
佐久警察署 浅科駐在所	4百万円	土地4百万円

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づく公示価格により算定しております。

IV 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.85%上昇したものと想定した場合には、経済価値が805百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	274,625	273,812	△ 813
有価証券	6,313	6,313	—
その他有価証券	6,313	6,313	—
貸出金	90,163		
貸倒引当金	△ 333		
貸倒引当金控除後	89,829	88,502	△ 1,326
資産計	370,769	368,628	△ 2,140
貯金	368,715	367,669	△ 1,045
負債計	368,715	367,669	△ 1,045

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,950

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	274,625	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	100	300	500	5,810
貸出金	9,560	6,812	6,282	5,737	5,350	56,050
合 計	284,186	6,812	6,382	6,037	5,850	61,860

(注) 1 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越764,693千円については「1年以内」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等369,427千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	327,622	21,250	12,811	2,290	4,189	550

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えないもの	国 債	1,251	1,480	△ 228
	地 方 債	3,103	3,208	△ 104
	社 債	1,958	2,000	△ 41
	小 計	6,313	6,688	△ 374
合 計		6,313	6,688	△ 374

VI 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,714百万円
勤務費用	192百万円
利息費用	30百万円
数理計算上の差異の発生額	△216百万円
退職給付の支払額	△407百万円
期末における退職給付債務	4,313百万円

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,580百万円
期待運用収益	19百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
特定退職金共済制度への拠出金	132百万円
退職給付の支払額	△252百万円
期末における年金資産	2,477百万円

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,313百万円
特定退職金共済制度	△2,477百万円
未積立退職給付債務	1,835百万円
未認識数理計算上の差異	653百万円
貸借対照表計上額純額	2,488百万円
退職給付引当金	2,488百万円

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	192百万円
利息費用	30百万円
期待運用収益	△19百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△82百万円
小計	121百万円
合計	121百万円

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金	38.4%
共済預け金	61.6%
合計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.292%
長期期待運用収益率	0.737%
数理計算上の差異の処理年数	10年

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金42百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、308百万円となっています。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	49百万円
貸倒損失損金否認	3百万円
賞与引当金	111百万円
退職給付引当金	683百万円
役員退職慰労引当金	10百万円
減損損失	475百万円
その他有価証券評価差額金	102百万円
事業税	8百万円
その他	96百万円
繰延税金資産小計	1,540百万円
評価性引当額	△632百万円
繰延税金資産合計(A)	908百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	4百万円
未収預金利息	31百万円
繰延税金負債合計(B)	36百万円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	872百万円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.45%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.76%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.02%
住民税均等割等	0.99%
法人税額の特別控除	△1.39%
評価性引当額の増減	△6.06%
その他	△0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.31%

3 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.45%から、28.16%に変更されます。

なお、この税率の変更による影響は軽微です。

Ⅷ 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅸ 資産除去債務に関する注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7年～30年、割引率は1.1%～2.7%を採用しています。

(3)当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	57百万円
資産除去債務の計上による増加額	4百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	63百万円

2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸借契約等に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、使用期間が明確ではなく、かつ、移転の予定がない施設等については、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

注記表（令和5年度）

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券 ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料） 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・その他の棚卸資産 主として総平均法または個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査担当部署が査定結果を監査しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

8 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員等が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷冷蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

9 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

10 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

11 その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,337百万円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳額
建物	1,441 百万円
機械装置	1,373 百万円
土地	276 百万円
その他の有形固定資産	246 百万円
合 計	3,337 百万円

2 担保に供している資産

定期預金5,500百万円を為替決済の担保に、定期預金50百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 2,307百万円
子会社に対する金銭債務の総額 1,285百万円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

該当ありません。

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は493百万円、危険債権額は409百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は90百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は993百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1 子会社との事業取引による取引高の総額

(1)子会社との取引による収益総額 2,121百万円
うち事業取引高 1,766百万円
うち事業取引以外の取引高 355百万円
(2)子会社との取引による費用総額 190百万円
うち事業取引高 170百万円
うち事業取引以外の取引高 20百万円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済・経済事業（生産資材）は8広域単位（さく北部、さく南部、みなみ北部、みなみ南部、あさま西部、あさま東部、しらかば東部、しらかば西部）に、野菜加工事業は基本的に事業所単位でグルーピングしております。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および農業関連施設等については、全体のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、当組合全体の共用資産として認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
綿谷製作所駐車場	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧平根給油所	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧東店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
東店旧生活店舗	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧高瀬店	遊休固定資産	建物等	業務外固定資産
旧内山店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧八千穂店	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧布施店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
信州人参センター	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

綿谷製作所駐車場、旧平根給油所、東店旧生活店舗、旧高瀬店、旧八千穂店の固定資産は遊休固定資産となり早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

信州人参センターの固定資産は賃貸固定資産として使用されていますが、使用価値または正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧東店、旧内山店、旧布施店の遊休固定資産は、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額まで達しないため備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場 所	金 額	内 訳
綿谷製作所駐車場	34百万円	土地34百万円
旧平根給油所	1百万円	建物1百万円
旧東店	4百万円	建物4百万円
東店旧生活店舗	1百万円	建物1百万円
旧高瀬店	17百万円	建物17百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧内山店	3百万円	建物3百万円
旧八千穂店	1百万円	土地1百万円
旧布施店	2百万円	建物2百万円
信州人参センター	4百万円	土地1百万円、建物1百万円、その他の有形固定資産0百万円、無形固定資産0百万円

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づく公示価格により算定しております。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.34%上昇したものと想定した場合には、経済価値が444百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	275,568	275,460	△ 108
有価証券	2,616	2,616	—
その他有価証券	2,616	2,616	—
貸出金	89,398		
貸倒引当金	△ 452		
貸倒引当金控除後	88,946	88,737	△ 209
資産計	367,131	366,814	△ 317
貯金	366,845	366,516	△ 328
負債計	366,845	366,516	△ 328

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金（固定利率）は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,950

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	275,568	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	100	649	2,010
その他有価証券のうち満期があるもの	9,965	6,955	6,577	5,889	5,273	54,217
貸出金						
合 計	285,533	6,955	6,577	5,989	5,922	56,227

(注) 1 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越740百万円については「1年以内」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等519百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	320,607	22,298	18,413	2,494	2,630	400

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	208	199	8
	地 方 債	402	400	2
	社 債	407	400	7
	小 計	1,018	999	18
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,040	1,185	△ 144
	地 方 債	9	10	△ 0
	社 債	198	200	△ 1
	受益証券	349	400	△ 50
	小 計	1,598	1,795	△ 197
合 計		2,616	2,795	△ 178

VII 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,938百万円
勤務費用	203百万円
利息費用	25百万円
数理計算上の差異の発生額	△59百万円
退職給付の支払額	△394百万円
期末における退職給付債務	4,714百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,691百万円
期待運用収益	19百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
特定退職金共済制度への拠出金	136百万円
退職給付の支払額	△266百万円
期末における年金資産	2,580百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,714百万円
特定退職金共済制度	△2,580百万円
未積立退職給付債務	2,134百万円
未認識数理計算上の差異	519百万円
貸借対照表計上純額	2,654百万円
退職給付引当金	2,654百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	203百万円
利息費用	25百万円
期待運用収益	△19百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△41百万円
小 計	168百万円
合 計	168百万円

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金	44.3%
共済預け金	55.7%
合計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.638%
長期期待運用収益率	0.726%
数理計算上の差異の処理年数	10年

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金44百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、355百万円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	113百万円
貸倒損失損金否認	3百万円
賞与引当金	112百万円
退職給付引当金	728百万円
役員退職慰労引当金	15百万円
減損損失	462百万円
その他有価証券評価差額金	48百万円
事業税	10百万円
その他	86百万円
繰延税金資産小計	1,582百万円
評価性引当額	△633百万円
繰延税金資産合計(A)	949百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	4百万円
未収預金利息	33百万円
繰延税金負債合計(B)	37百万円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	911百万円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.45%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.03%
住民税均等割等	1.02%
法人税額の特別控除	△1.47%
評価性引当額の増減	△2.87%
その他	△0.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.61%

Ⅸ 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅹ 資産除去債務に関する注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7年～30年、割引率は1.1%～2.7%を採用しています。

(3)当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	47百万円
見積りの変更による増加額	9百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	57百万円

2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸契約等に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、使用期間が明確ではなく、かつ、移転の予定がない施設等については、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	1,654,804	1,894,057
2 任意積立金取崩額	—	1,213,059
野菜加工事業積立金	—	1,037,000
肉牛肥育実験事業積立金	—	176,059
3 剰余金処分額	1,354,108	2,801,410
(1) 利益準備金	148,000	138,000
(2) 任意積立金	1,091,000	2,560,000
うちJA情報施設積立金	144,000	—
うち野菜加工事業積立金	360,000	1,110,000
うち畜産事業振興積立金	—	230,000
うち施設更新積立金	237,000	720,000
うち経営基盤強化積立金	200,000	300,000
うち農業振興開発積立金	150,000	200,000
(3) 出資配当金	115,108	103,410
4 次期繰越剰余金	300,696	305,706

- (注) 1 出資配当金は1.5%の割合(令和5年度：1.4%)です。ただし、年度内の増資および加入については日割計算です。
2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額37,000千円(令和5年度：35,000千円)が含まれています。
3 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	目 標 額	積 立 基 準	取 崩 基 準
事業基盤強化	資金運用のリスク負担、金利等のコストアップ、または新規事業開発に対する費用負担等JA事業基盤の強化に資するため	期末総資産額の2%	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す
JA健康・福祉	JAが進める健康・福祉活動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため	組合員1人当たり5万円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す
JA教育	JAの組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため	組合員1人当たり5万円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す
JA情報施設	組合員に対する新しいサービス提供並びに事業の継続性と信頼性を確保するための新たな情報化投資及び平成17年度の信用事業システム移行に係わる基盤の整備並びに整備後の信用事業システムとこれに係わるシステム基盤の再構築に関連する諸経費に資するため	5億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す
野菜加工事業	野菜加工事業における収支均衡並びに新規開発・研究に対する支出または施設更新、大規模修繕、固定資産の減損損失及び固定資産の解体・撤去に伴い発生する損失にかかる支出に充てるため	15億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的の範囲内において、必要に応じ、理事会の決議を経て取崩す
立科有線放送施設更新準備	立科有線放送施設の更新の準備に資するため	62,924,145円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	有線放送業務の終了に伴い生じる額を理事会の決議を経て取崩す
畜産事業振興	畜産事業の振興・開発に関する研究及び普及、並びに畜産事業の基盤強化、畜産事業を行うために必要な支出及び損失に充てるため	3億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的に処する事由が発生したとき、その額に相当する額を理事会の決議を経て取崩す
施設更新	事務所等施設更新及び新設時の準備に資するため	20億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	事務所等施設更新及び新設、大規模修繕、撤去取り壊し(整地地を含む)に資金を要する場合、必要により理事会の決議を経て取崩す
税効果調整	税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため	期末の繰延税金資産の額	繰越税金資産が増加した場合、その相当額を新たに積立てる	回収可能性の見直し及び税率の引下げによって繰延税金資産が減少した場合、理事会の決議を経て取崩す
経営基盤強化	定款第67条第2項に定める組合の事業の改善発達のための支出に充てるため	50億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的に処する事由が発生したとき、理事会の決議を経て取崩す
農業振興開発	資材の高騰や農畜産物価格の低迷、大規模自然災害等による農業経営の危機に対処するため、力強い農業づくりを目的として行う事業施策及び管内の農業振興を目的として行う事業の支出に備えるため	5億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す

経 費 の 内 訳

(単位：百万円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	令和6年度	令和5年度	増 減
人 件 費	役員報酬	75	74	0
	給料手当	2,850	2,908	△ 57
	うち賞与引当金繰入額	407	408	△ 0
	福利厚生費	606	625	△ 18
	退職給付費用	121	168	△ 47
	役員退職慰労金	11	11	0
	うち役員退職慰労引当金繰入額	11	11	0
	計	3,665	3,788	△ 122
業 務 費	会議費	7	7	0
	接待交際費	0	0	△ 0
	宣伝広告費	7	10	△ 2
	通信費	19	20	△ 1
	印刷・消耗品費	22	22	△ 0
	図書・研修費	8	9	△ 0
	業務委託費	98	97	1
	旅費	6	5	1
	計	171	173	△ 2
諸税負担金	租税公課	130	135	△ 4
	支払賦課金	32	32	0
	分担金	3	3	0
	計	166	170	△ 4
施 設 費	減価償却費	479	462	16
	保守修繕費	21	18	2
	保険料	33	31	1
	水道光熱費	47	47	△ 0
	賃借料	51	53	△ 1
	消耗備品費	10	9	1
	車両費	2	1	0
	施設管理費	30	30	△ 0
	その他施設費	0	0	0
	計	676	656	20
その他事業管理費		20	21	△ 1
合 計		4,700	4,810	△ 110

会計監査人の監査

令和6年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

部門別損益計算書

令和6年度（令和6年3月1日から令和7年2月28日まで）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他 事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	14,350	3,081	1,236	9,793	181	58	
事業費用 ②	8,992	756	80	7,873	143	138	
事業総利益（①－②） ③	5,358	2,324	1,155	1,920	37	△80	
事業管理費 ④	4,700	1,514	804	1,995	103	282	
（うち減価償却費 ⑤）	(479)	(117)	(32)	(322)	(1)	(3)	
（うち人件費 ⑤'）	(3,665)	(1,199)	(680)	(1,426)	(94)	(265)	
※うち共通管理費 ⑥		317	149	424	16	23	△929
（うち減価償却費 ⑦）		(14)	(6)	(18)	(0)	(1)	(△41)
（うち人件費 ⑦'）		(164)	(77)	(219)	(8)	(12)	(△481)
事業利益（③－④） ⑧	657	810	350	△74	△65	△362	
事業外収益 ⑨	561	185	82	266	9	16	
※うち共通 ⑩		176	82	235	9	12	△517
事業外費用 ⑪	200	63	29	88	4	13	
※うち共通 ⑫		63	29	85	3	4	△186
経常利益（⑧＋⑨－⑪） ⑬	1,018	932	403	103	△61	△359	
特別利益 ⑭	30	10	4	13	0	0	
※うち共通 ⑮		10	4	13	0	0	△30
特別損失 ⑯	148	50	23	67	2	3	
※うち共通 ⑰		50	23	67	2	3	△148
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯） ⑱	900	892	385	49	△63	△362	
営農指導事業分配額 ⑲		77	38	244	1	△362	
営農指導事業分配後 税引前当期利益（⑱－⑲） ⑳	900	814	346	△195	△65		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

（注）

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）÷3

(2)営農指導事業

（農業関連事業割＋事業総利益割）÷2

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他 事業	営農指導事業	計
共通管理費等	34.09	16.05	45.60	1.75	2.51	100
営農指導事業	21.42	10.56	67.56	0.46		100

令和5年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他 事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	14,491	2,987	1,250	9,988	186	78	
事業費用 ②	8,963	653	86	7,965	134	124	
事業総利益（①－②） ③	5,527	2,334	1,163	2,023	52	△46	
事業管理費 ④	4,810	1,524	850	2,048	103	283	
（うち減価償却費 ⑤）	(462)	(86)	(32)	(335)	(3)	(4)	
（うち人件費 ⑤'）	(3,788)	(1,248)	(724)	(1,454)	(93)	(266)	
※うち共通管理費 ⑥		311	154	459	16	23	△965
（うち減価償却費 ⑦）		(12)	(6)	(18)	(0)	(0)	(△38)
（うち人件費 ⑦'）		(165)	(82)	(243)	(8)	(12)	(△512)
事業利益（③－④） ⑧	716	810	312	△25	△51	△329	
事業外収益 ⑨	494	163	77	233	8	11	
※うち共通 ⑩		154	77	228	8	11	△480
事業外費用 ⑪	201	64	31	97	3	4	
※うち共通 ⑫		64	31	94	3	4	△199
経常利益（⑧＋⑨－⑪） ⑬	1,009	909	358	110	△46	△322	
特別利益 ⑭	43	1	0	40	0	0	
※うち共通 ⑮		1	0	2	0	0	△6
特別損失 ⑯	178	45	22	104	2	3	
※うち共通 ⑰		45	22	67	2	3	△141
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯） ⑱	874	866	336	46	△48	△326	
営農指導事業分配額 ⑲		68	33	222	1	△326	
営農指導事業分配後 税引前当期利益（⑱－⑲） ㉔	874	797	302	△176	△50		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

（注）

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）÷3

(2)営農指導事業

（農業関連事業割＋事業総利益割）÷2

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他 事業	営農指導事業	計
共通管理費等	32.21	16.04	47.58	1.75	2.42	100.00
営農指導事業	20.90	10.33	68.20	0.57		100.00

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年２月末における自己資本比率は、１９.３１％となりました。

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	佐久浅間農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	７,７７０ 百万円（前年度 ７,６４３ 百万円）

当ＪＡは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	28,071	27,278
うち、出資金及び資本準備金の額	7,770	7,643
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	20,441	19,809
うち、外部流出予定額 (△)	115	103
うち、上記以外に該当するものの額	△25	△70
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	37
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	37
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	28,074	27,316
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	23	30
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	30
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23	30
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	28,051	27,285
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	134,321	133,906
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,943	11,167
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	145,264	145,073
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	19.31%	18.80%

(注) 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,592	—	—	1,692	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,483	—	—	1,387	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	24,047	—	—	23,133	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	283,410	56,682	2,267	284,203	56,840	2,273
	法人等向け	5,707	4,694	187	5,110	4,802	192
	中小企業等向け及び個人向け	10,076	6,084	243	8,969	5,392	215
	抵当権付住宅ローン	5,546	1,861	74	5,565	1,883	75
	不動産取得等事業向け	3,577	3,556	142	3,303	3,274	130
	三月以上延滞等	646	246	9	822	210	8
	取立未済手形	30	6	0	30	6	0
	信用保証協会等保証付	36,381	3,600	144	34,131	3,375	135
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	4,194	4,194	167	4,194	4,194	167
	（うち出資等のエクスポージャー）	4,194	4,194	167	4,194	4,194	167
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	29,975	53,394	2,135	30,449	53,925	2,157
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	14,756	36,891	1,475	14,756	36,891	1,475
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	881	2,202	88	923	2,307	92
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	14,337	14,300	572	14,769	14,725	589
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非S T C適用分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—

リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	400	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	400	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	406,668	134,321	5,372	403,394	133,906	5,356
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	406,668	134,321	5,372	403,394	133,906	5,356
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
＜基礎的手法＞	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	10,943		437	11,167		446
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	145,264		5,810	145,073		5,802

- (注) 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- （オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法））
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$
- 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） S&P グローバル・レーティング（S&P） フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

区 分		令和6年度					令和5年度				
		信用リスク に関する エクスポ ージャーの 残高	うち貸出金 等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー	信用リスク に関する エクスポ ージャーの 残高	うち貸出金 等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー
国 内		406,668	90,238	6,699	—	646	402,994	89,475	2,399	—	822
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		406,668	90,238	6,699	—	646	402,994	89,475	2,399	—	822
法 人	農業	1,686	1,616	—	—	26	1,654	1,589	—	—	22
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	324	23	300	—	—	24	24	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	470	370	—	—	4	857	757	—	—	4
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1,505	—	1,505	—	—	601	—	601	—	—
	運輸・通信業	96	96	—	—	—	104	104	—	—	—
	金融・保険業	298,297	8,507	200	—	—	298,990	8,507	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	2,152	2,043	—	—	6	2,437	2,326	—	—	8
	日本国政府・地 方公共団体	25,808	21,115	4,692	—	—	24,848	23,050	1,797	—	—
	上記以外	3,943	1	—	—	—	3,944	3	—	—	—
個人		56,688	56,462	—	—	608	53,407	53,111	—	—	786
その他		15,693	—	—	—	—	16,122	—	—	—	—
業種別残高計		406,668	90,238	6,699	—	646	402,994	89,475	2,399	—	822
1年以下		277,551	2,748	—	—	—	278,765	3,069	—	—	—
1年超3年以下		3,136	3,035	100	—	—	3,052	3,052	—	—	—
3年超5年以下		4,202	3,400	801	—	—	5,227	4,826	400	—	—
5年超7年以下		7,627	7,326	300	—	—	6,435	6,435	—	—	—
7年超10年以下		19,349	15,336	4,013	—	—	16,209	15,598	611	—	—
10年超		58,944	57,461	1,483	—	—	56,668	55,280	1,387	—	—
期限の定めのないもの		35,856	928	—	—	—	36,636	1,212	—	—	—
残存期間別残高計		406,668	90,238	6,699	—	—	402,994	89,475	2,399	—	—

- (注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	37	3	—	37	3	31	37	—	31	37
個別貸倒引当金	643	471	61	581	471	698	643	7	691	643

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度						令和5年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国 内	643	471	61	581	471		698	643	7	691	643	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地域別計	643	471	61	581	471		698	643	7	691	643	
法人	農業	21	23	—	21	23	—	—	21	—	—	21	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	6	15	—	6	15	—	10	6	—	10	6	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	6	4	—	6	4	—	6	6	—	6	6	—
	上記以外	5	1	—	5	1	—	7	5	—	7	5	—
	個 人	602	425	61	541	425	—	673	602	7	666	602	—
	業種別計	643	471	61	581	471	—	698	643	7	691	643	—

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和6年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	—	28,115	28,115	—	27,158	27,158
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	36,196	36,196	—	33,981	33,981
	リスク・ウエイト20%	200	283,984	284,185	—	284,756	284,756
	リスク・ウエイト35%	—	5,267	5,267	—	5,321	5,321
	リスク・ウエイト50%	1,705	3,593	5,299	601	3,248	3,850
	リスク・ウエイト75%	—	5,948	5,948	—	5,387	5,387
	リスク・ウエイト100%	—	25,890	25,890	—	26,796	26,796
	リスク・ウエイト150%	—	127	127	—	62	62
	リスク・ウエイト250%	—	15,637	15,637	—	15,679	15,679
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—	—	—	—
合 計		1,906	404,761	406,668	601	402,392	402,994

(注)1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ - またはＡ ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ - またはＢ ａ ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和６年度			令和５年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	27	3,694	－	16	3,138	－
抵当権付住宅ローン	－	181	－	－	206	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	6	－	－	4	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	60	－	－	62	－
合 計	27	3,941	－	16	3,412	－

- (注) 1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
- 3 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	18,950	18,950	18,950	18,950
合計	18,950	18,950	18,950	18,950

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	400
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、総合リスク管理委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でＩＲＲＢＢを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.2 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

ＩＲＲＢＢ１：金利リスク					
項 番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,072	1,369	0	36
2	下方パラレルシフト	0	0	176	70
3	スティープ化	1,411	1,985		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	608	532		
7	最大値	1,411	1,985	176	70
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	28,051		27,285	

信用事業取扱実績

❖貯金

科目別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		増 減
流動性貯金	180,675	【49.0】	176,042	【48.0】	4,632
当座貯金	29	(0.0)	29	(0.0)	0
普通貯金	179,824	(99.5)	175,182	(99.5)	4,642
貯蓄貯金	821	(0.5)	830	(0.5)	△9
通知貯金	—	—	—	—	—
定期性貯金	187,948	【51.0】	190,787	【52.0】	△2,838
定期貯金	184,567	(98.2)	186,818	(97.9)	△2,250
うち固定金利定期	184,539	(98.2)	186,789	(97.9)	△2,250
うち変動金利定期	28	(0.0)	29	(0.0)	0
定期積金	3,381	(1.8)	3,968	(2.1)	△587
その他の貯金	91	【0.0】	15	【0.0】	75
合 計	368,715	【100.0】	366,845	【100.0】	1,869

- (注) 1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 4 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変動に応じて金利が変動する定期貯金
 5 ()内は構成比です。

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		増 減
流動性貯金	178,656	(48.4)	174,088	(46.9)	4,568
定期性貯金	190,693	(51.6)	197,440	(53.1)	△6,747
その他の貯金	50	(0.0)	54	(0.0)	△4
計	369,399	【100.0】	371,583	【100.0】	△2,183
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	369,399	【100.0】	371,583	【100.0】	△2,183

- (注) 1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3 ()内は構成比です。

❖貸出金

科目別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		増 減
手形貸付金	1,627	(1.80)	1,999	(2.24)	△371
証書貸付金	79,271	(87.92)	78,159	(87.43)	1,112
当座貸越	764	(0.85)	740	(0.83)	24
割引手形	—	—	0	(0.0)	—
金融機関貸付	8,500	(9.43)	8,500	(9.51)	0
合 計	90,163	【100.0】	89,398	【100.0】	764

- (注) ()内は構成比です。

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		増 減
手形貸付金	1,765	(2.0)	2,138	(2.4)	△373
証書貸付金	77,949	(87.6)	77,290	(87.2)	658
当座貸越	752	(0.8)	736	(0.8)	16
割引手形	—	—	0	(0.0)	△0
金融機関貸付	8,500	(9.6)	8,500	(9.6)	0
合 計	88,967	【100.0】	88,666	【100.0】	301

- (注) ()内は構成比です。

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		増 減
固定金利貸出	58,012	(64.3)	62,779	(70.2)	△4,767
変動金利貸出	32,150	(35.7)	26,618	(29.8)	5,532
合 計	90,163	【100.0】	89,398	【100.0】	764

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		増 減
農業	6,170	(6.8)	6,043	(6.8)	127
林業	143	(0.2)	67	(0.1)	76
水産業	16	(0.0)	17	(0.0)	△ 1
製造業	8,524	(9.5)	7,643	(8.5)	881
鉱業	131	(0.1)	134	(0.1)	△ 3
建設業	4,484	(5.0)	4,166	(4.7)	318
不動産業	2,779	(3.1)	2,975	(3.3)	△ 196
電気・ガス・熱供給・水道業	711	(0.8)	632	(0.7)	79
運輸・通信業	2,066	(2.3)	1,866	(2.1)	200
卸売・小売業・飲食店	2,803	(3.1)	2,809	(3.1)	△ 6
サービス業	23,297	(25.8)	22,340	(25.0)	957
金融・保険業	9,405	(10.4)	9,310	(10.4)	95
地方公共団体	21,099	(23.4)	23,032	(25.8)	△ 1,933
その他	8,529	(9.5)	8,358	(9.3)	171
合 計	90,163	【100.0】	89,398	【100.0】	764

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

1 営農類型別

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
農業	3,208	3,098	110
穀作	446	419	27
野菜・園芸	2,225	2,161	63
果樹・樹園農業	95	85	9
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	111	111	0
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	330	321	8
農業関連団体等	2,645	3,074	△429
合 計	5,853	6,173	△319

(注) 1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	5,571	5,914	△342
農業制度資金	282	258	23
農業近代化資金	275	244	30
その他制度資金	7	14	△7
合 計	5,853	6,173	△319

(注) 1 プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3 その他の制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
貯貸率			
期末	24.45	24.37	0.08
期中平均	24.08	23.86	0.22
貯証率			
期末	1.71	0.71	1.00
期中平均	1.25	0.68	0.56

(注)1 貯貸率(期 末) = 貸出金残高/貯金残高×100

2 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3 貯証率(期 末) = 有価証券残高/貯金残高×100

4 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
設備資金	58,459 (64.8)	55,295 (61.9)	3,164
運転資金	31,699 (35.2)	34,100 (38.1)	△2,401
合 計	90,163 【100.0】	89,398 【100.0】	764

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
貯金等	455	382	73
有価証券	—	—	—
動産	—	0	△0
不動産	4,204	4,742	△537
その他担保	237	298	△60
計	4,897	5,423	△525
農業信用基金協会保証	36,324	34,090	2,234
その他保証	14,488	13,232	1,255
計	50,813	47,323	3,490
信用	34,452	36,652	△2,200
合 計	90,163	89,398	764

債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
貯金等	4	4	0
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保	—	—	—
計	4	4	0
信用	—	—	—
合 計	4	4	0

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	388	79	20	288	388
	令和5年度	493	93	53	346	493
危険債権	令和6年度	306	131	110	43	285
	令和5年度	409	183	137	75	396
要管理債権	令和6年度	53	30	4	0	34
	令和5年度	90	42	4	0	47
	三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-
		令和5年度	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和6年度	53	30	4	34
		令和5年度	90	42	4	47
小 計	令和6年度	748	240	135	332	708
	令和5年度	993	319	195	421	937
正常債権	令和6年度	89,478				
	令和5年度	88,476				
合 計	令和6年度	90,227				
	令和5年度	89,469				

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 2 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
- 3 要管理債権
4 「三月以上延滞債権」と5「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 4 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 5 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 6 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

P60 をご参照ください。

貸出金償却の額

該当する取引はありません。

◆有価証券等

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
国債	1,403	1,384	18
地方債	1,811	206	1,605
政府保証債	－	－	－
金融債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	1,273	398	875
株式	－	－	－
その他の証券	113	547	△433
合 計	4,602	2,536	2,065

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国債	－	－	－	－	－	1,251	－	1,251
地方債	－	－	－	－	3,103	－	－	3,103
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	99	787	293	777	－	－	1,958
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－

(単位：百万円)

区 分	令和5年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国債	－	－	－	－	－	1,249	－	1,249
地方債	－	－	－	－	412	－	－	412
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	400	－	205	－	－	606
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	349	－	－	－	－	349

取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

- ・ 売買目的有価証券……………該当ありません。
- ・ 満期保有目的の債券で時価のあるもの……………該当ありません。

・ 其他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和5年度		
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却額を超えるもの	国 債	—	—	—	199	208	8
	地方債	—	—	—	400	402	2
	社 債	—	—	—	400	407	7
	小 計	—	—	—	999	1,018	18
貸借対照表計上額が取得原価又は償却額を超えないもの	国 債	1,480	1,251	△228	1,185	1,040	△144
	地方債	3,208	3,103	△104	10	9	△0
	社 債	2,000	1,958	△41	200	198	△1
	その他の証券	—	—	—	400	349	△50
	小 計	6,688	6,313	△374	1,795	1,598	△197
合 計		6,688	6,313	△374	2,795	2,616	△178

(注) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っております。

(2) 当期中に売却したその他有価証券

該当する取引はありません。

2 金銭の信託

該当する取引はありません。

3 デリバティブ取引

該当する取引はありません。

4 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

5 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

該当する取引はありません。

上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額およびその時価

該当する取引はありません。

❖ 為替業務等

内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

区 分		令和6年度		令和5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	98	489	95	496
	金 額	92,984	136,953	100,204	134,122
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	6	63	13	0
雑為替	件 数	5	3	5	3
	金 額	638	470	559	385
合計	件 数	103	492	100	499
	金 額	93,629	137,488	100,777	134,508

外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

外貨建資産残高

当ＪＡには外貨建資産はありません。

❖平均残高・利回り等

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	2,608	2,635	△27
役務取引等収支	87	84	3
その他信用事業収支	△371	△385	13
信用事業粗利益	2,668	2,711	△42
(信用事業粗利益率)	(0.72)	(0.73)	(△0.01)
事業粗利益	5,773	6,033	△259
(事業粗利益率)	(1.43)	(1.49)	(△0.06)
事業純益	1,073	1,222	△149
実質事業純益	1,073	1,222	△149
コア事業純益	1,073	1,222	△149
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,141	1,250	△108

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	370,080	2,397	0.65	371,107	2,321	0.63
うち預金	276,511	1,614	0.58	279,905	1,543	0.55
うち有価証券	4,602	—	0.00	2,536	—	0.00
うち貸出金	88,967	782	0.88	88,666	777	0.88
資金調達勘定	369,402	201	0.05	371,680	78	0.02
うち貯金・定積	369,399	201	0.05	371,583	78	0.02
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2	0	0.03	96	0	0.00
総資金利ざや	0.27			0.28		

- (注) 1 総資金利ざや＝運用資金利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
 2 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	76	25
うち預金	71	△9
うち有価証券	—	△0
うち貸出金	4	35
支払利息	123	△10
うち貯金・定期積金	123	△10
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△0	△0
差引	△47	36

- (注) 1 増減額は前年度対比です。
 2 受取利息の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金が含まれています。

利益率

(単位：%)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.25	0.25	0.00
資本経常利益率	3.70	3.78	△0.07
総資産当期純利益率	0.18	0.17	0.01
資本当期純利益率	2.67	2.56	0.11

(注) 算出方法は以下のとおり

- 1 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
- 2 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
- 3 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
- 4 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

預かり資産の状況

①投資信託残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
投資信託残高	528	287

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項 目	令和6年度	令和5年度
残高有り投資信託口座数	603	412

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
経常収益	14,350	14,491	14,465	14,750	15,367
信用事業収益	3,081	2,987	2,976	3,018	3,140
共済事業収益	1,236	1,250	1,330	1,427	1,474
農業関連事業収益	9,793	9,988	9,929	10,056	10,466
生活その他事業収益	181	186	153	180	216
営農指導事業収益	58	78	75	68	69
経常利益	1,018	1,009	1,050	980	742
当期剰余金	735	685	529	533	552
出資金 （出資口数）	7,770 (7,770,912口)	7,643 (7,643,242口)	7,254 (7,254,265口)	7,041 (7,041,758口)	6,907 (6,907,032口)
純資産額	27,811	27,203	26,243	25,737	25,176
総資産額	405,841	402,564	406,180	400,997	394,645
貯金等残高	368,715	366,845	370,616	365,871	360,754
貸出金残高	90,163	89,398	85,095	79,015	75,023
有価証券残高	6,313	2,616	1,917	1,868	1,111
剰余金配当金額	115	103	92	82	68
出資配当の額	115	103	92	82	68
事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	599人	635人	682人	720人	793人
単体自己資本比率	19.31%	18.80%	18.00%	17.74%	17.40%

- (注) 1 経常利益は各事業収益の合計額を表しています。
 2 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3 信託業務の取り扱いはありません。
 4 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

共済事業取扱実績

長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生命系	終 身 共 済	33,175	262,830,137	33,790	279,576,639
	定 期 生 命 共 済	1,034	12,843,600	930	11,656,000
	養 老 生 命 共 済	10,147	64,127,206	11,419	74,029,504
	うちこども共済	6,260	33,944,723	6,564	37,146,123
	医 療 共 済	20,844	3,913,000	21,074	4,219,100
	が ん 共 済	4,423	1,065,500	4,425	1,102,000
	定 期 医 療 共 済	1,225	1,142,900	1,353	1,271,200
	介 護 共 済	2,115	3,333,907	1,923	2,711,143
	認 知 症 共 済	227		183	
	生 活 障 害 共 済	605		551	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	1,087		1,015	
年 金 共 済		16,500	340,000	16,975	360,000
建 物 更 生 共 済		22,678	318,336,847	23,394	327,128,643
合 計		114,060	667,933,099	117,032	702,054,231

(注) 1 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む。））を記載しています。

2 こども共済は、養老生命共済の内書として表示しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	20,844	89,207	21,074	97,567
が ん 共 済	4,423	23,474	4,425	23,443
定 期 医 療 共 済	1,225	5,402	1,353	5,982
合 計	26,492	118,083	26,852	126,992

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	2,115	4,681,665	1,923	3,865,934
認 知 症 共 済	227	490,100	183	441,600
生活障害共済（一時金型）	400	4,282,900	352	3,840,100
生活障害共済（定期年金型）	205	231,800	199	223,600
特 定 重 度 疾 病 共 済	1,087	1,827,100	1,015	1,848,100

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	10,947	5,927,307	11,424	6,200,930
年 金 開 始 後	5,553	2,659,929	5,551	2,665,311
合 計	16,500	8,587,236	16,975	8,866,241

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和5年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災	7,188	92,252,110	76,548	7,285	93,857,840	79,518
自 動 車	30,170		1,012,214	30,345		1,011,211
傷 害	38,439	88,056,500	57,077	36,726	89,555,500	60,435
団 体 定 期 生 命	—	—	—	11	33,000	822
定 額 定 期 生 命	—	—	—	2	8,000	48
賠 償 責 任	680		1,923	738		1,606
自 賠 責	8,842		150,056	9,066		154,998
合 計	85,319		1,297,821	84,173		1,308,640

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

農業・経済その他事業取扱実績等

販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
米	2,072	1,995
麦	6	1
豆・雑穀	138	106
野菜	10,413	10,149
きのこ	225	197
果樹	1,014	684
花卉	470	494
畜産	2,975	2,938
特産ほか	17	18
直売所	1,257	1,133
合 計	18,593	17,719

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
米	222	121
合 計	222	121

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度
	供給高	供給高
生産資材	肥料	895
	農薬	939
	飼料	785
	その他生産資材	795
	合 計	1,020
		1,254
	2,527	2,475
	5,228	5,465

(注) 当期供給高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

保管事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度
収 益	50	45
費 用	23	26
差 引	26	18

利用事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		金 額	
		令和6年度	令和5年度
水稻育苗	収 益	113	115
	費 用	66	73
	差 引	47	42
野菜育苗	収 益	124	127
	費 用	97	89
	差 引	27	37

指導事業収支の状況

(単位：百万円)

支 出				収 入			
科 目		令和6年度	令和5年度	科 目		令和6年度	令和5年度
営 農 指 導 支 出		138	124	営 農 指 導 収 入		58	78
	営農改善費	110	97		賦課金	45	47
	農政活動費	4	4		指導補助金	0	0
	組織活動費	23	22		実費収入	12	30
	教育情報費	0	0	その他指導収入		5	4
その他指導支出		17	16	実費収入		5	4
	生活改善費	6	5				
	教育情報費	11	10	指導収入計		64	82
指導支出計		156	140				
事業管理費		282	283	収支差額金		374	341
合 計		438	424	合 計		438	424

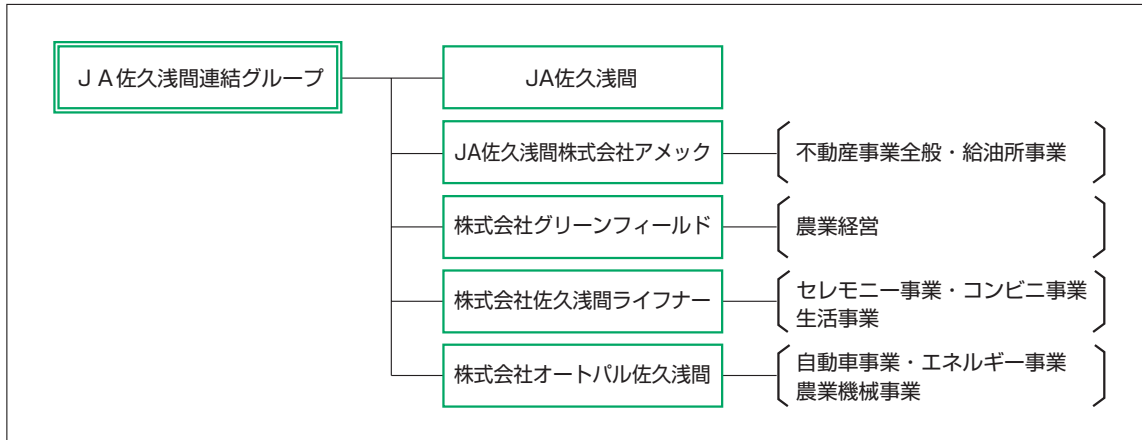
その他の事業

(単位：百万円)

事 業 名	令和6年度			令和5年度		
	収 益	費 用	事業総利益	収 益	費 用	事業総利益
加 工 事 業	2,090	1,629	461	2,177	1,520	657
野 菜 加 工	1,966	1,544	422	2,043	1,414	629
み そ 加 工	9	7	1	9	8	0
土 作 り セ ン タ ー	30	28	2	30	29	1
信州人参センター	—	—	—	7	15	△7
アイス・ヨーグルト	84	49	34	86	52	33
利用事業(農業関連施設)	1,907	1,570	337	2,063	1,708	355
ラ イ ス セ ン タ ー	316	210	105	334	198	136
種 子 セ ン タ ー	7	7	0	6	8	△1
予 冷 ・ 冷 蔵	413	352	60	397	328	68
育 成 牧 場	1	0	0	1	0	0
哺 育 セ ン タ ー	190	185	5	214	220	△5
機 械 利 用	25	27	△1	19	20	△1
農 作 業 受 託	155	145	9	149	146	2
直 売 所	35	31	4	87	84	3
ジ ュ ー ス 施 設	0	0	0	2	1	0
共 選 所	83	70	12	68	59	8
ヘルシーテラス	663	535	128	734	604	130
その他農業施設利用	14	2	11	46	35	11
利用事業(生活関連施設)	174	125	49	174	123	50
ベルウィンこもろ	29	18	11	20	12	8
あぐりの湯こもろ	145	107	37	153	111	41
有 線 放 送	0	3	△2	21	8	13
簡 易 郵 便 局	0	—	0	0	—	0

組合及び子会社等の概要

J A 佐久浅間のグループは、当 J A および子会社 4 社で構成されています。



組合の子会社等の概況

会 社 名	J A 佐久浅間株式会社アメック	株式会社グリーンフィールド
事 務 所 の 所 在 地	佐久市猿久保882	佐久市岩村田北1丁目27-2
設 立 年 月 日	平成4年6月1日	平成11年7月1日
資 本 金 又 は 出 資 金	100百万円	40百万円
事 業 の 内 容	○不動産事業全般 ○給油所事業	○農業経営
当 組 合 の 議 決 権 比 率	99.950%	99.875%
当組合および他の子会社等の議決権比率	99.950%	99.875%

会 社 名	株式会社佐久浅間ライフナー	株式会社オートパル佐久浅間
事 務 所 の 所 在 地	佐久市新子田1387-4	佐久市中込2-26-4
設 立 年 月 日	令和元年5月13日	令和元年7月3日
資 本 金 又 は 出 資 金	30百万円	80百万円
事 業 の 内 容	○セレモニー事業 ○コンビニ事業 ○生活事業	○自動車事業 ○エネルギー事業 ○農業機械事業
当 組 合 の 議 決 権 比 率	99.833%	99.937%
当組合および他の子会社等の議決権比率	99.833%	99.937%

子会社の事業概況

【J A 佐久浅間株式会社アメック】

1 宅建事業

- ・住宅分譲地は、佐久平駅南等の販売を行った結果、合計13区画が売上となりました。
新規事業の佐久市長土呂（新小北Ⅲ）13区画については、現在売買契約の締結を進めております。佐久市長土呂（周防畑）11区画については令和7年度の販売を目指しており、佐久市長土呂（水引）4区画は、4月頃から埋蔵文化財調査と並行して工事に着手して参ります。
計画中の佐久市長土呂（城ヶ丘Ⅱ）11区画については、関係許可を申請し年内に埋蔵文化財の調査と並行して工事を進めて行く予定です。
- ・各種仲介業務は、取扱件数が280件、宅建受取手数料等は99百万円、計画対比では119.50%の実績をあげることができました。
- ・駐車場事業は、順調に月極契約者及び時間極利用者が増加し、利用台数は62,425台／年売上高79百万円（計画対比109.75%）の実績となりました。
- ・支援対策業務においては佐久平駅南土地区画整理組合が清算業務を残して、令和7年2月15日をもって無事解散総会を迎えることができました。

2 燃料事業

- ・燃料事業は現在13ヶ所のガソリンスタンド及び灯油配送センターにより組合員、地域住民への生活インフラとして重要な位置付けである燃料を供給する使命のもと営業を行っております。
- ・「働き方改革」「賃金水準改善」と雇用環境の改善が必要な中、給油所の定休日の見直しを行い、各エリアでの応援体制にて営業を実施して改善に努めました。
- ・油量確保では、J A輸送関係業者へ直送供給を開始し、数量増となりました。
灯油配送については、オール電化等の住宅も増え厳しい状況でしたが、新規供給先推進運動等での約90件が加入となり、年明けの寒波も強く最終的には販売数量で前年を上回る実績となりました。
- ・以上のことから、前年対比による実績は粗利益ベースで103.3%となり、供給量ではガソリン96.8%・灯油101.5%・軽油103.1・重油111.3%・全体油量販売は100%となりました。

【株式会社グリーンフィールド】

1 農場事業

軽井沢を中心に農地利活用面積は延べ17haとなり、主力品目であるキャベツを鉄コンテナ出荷中心で行い、その他にりんごフェザー苗の育成出荷、学校給食用米および酒米の栽培出荷等を行いました。本年のキャベツは夏場の豪雨災害による減収により、販売総額は11百万円（前年比82%）となりましたが、米の価格高騰により学校給食用米および酒米の販売総額は5百万円（前年比137%）と前年を大きく上回りました。長期ビジョンに基づく取組みのぶどう事業では、本年度初めての出荷を実現しました。

2 畜産事業

円安等による飼料価格の高止まりから費用が増加したことに加え、畜産事業の主力であります肉牛事業が年間を通じ枝肉相場の低迷基調が続いたため、厳しい1年となりました。

販売面では、燃料費を始めとする諸物価の高止まりにより、消費者の低価格志向が一段と顕著となり、生産費用が転嫁できず経費が利益を圧迫しました。また、内需も含めインバウンド需要および外食産業が低迷したため、嗜好品となりつつある肉牛販売は低調な取引が続き厳しい事業展開となりました。

そのような中ではありましたが、肉牛については引き続き出荷月齢の短縮等によりトータルコストの圧縮に努めました。

出荷実績は、肉牛1,166頭（前年比95%）、肉豚4,000頭（前年比80%）となり、販売額は肉牛1,089百万円（前年比108%）、肉豚188百万円（前年比82%）となりました。

3 利用事業

野菜残留農薬簡易検査と農援隊による農作業支援に取り組みました。農援隊は、委託された遊休農地及び耕作放棄地等の改良に取り組むとともに、一昨年から開始した飼料用子実トウモロコシの生産管理を行い、14tの収穫実績を上げることができました。

【株式会社佐久浅間ライフナー】

1 セレモニー（葬儀）事業

家族葬の増加、また病院等から自宅ではなく葬祭場への搬送を希望されるお客様が増加したため、安置場所の確保を目的に安置室をラポール・さくに2室（内1室は遺体保冷库完備）、の改修とカームしらかばに1室の新設工事を行い、受け入れ態勢を強化し施行数を増やす取り組みを行いました。また新聞のおくやみ欄へ事前掲載し、一般焼香を受ける葬儀を継続し提案してまいりました。葬儀取扱件数は、一般葬（会葬の実施）698件（前年比プラス7件）、家族葬228件（前年比マイナス4件）、その他60件（前年比プラス12件）、計986件（前年比プラス15件）でした。

2 グリーフサポート事業

葬儀後のサポート活動の一環として、法事案内専用パンフレット等の整備を行いDM等を活用しながら、セレモニーセンターで法事を行うよう利用促進を図りました。併せて塗位牌・墓誌彫刻等の推進を実施しました。また、新盆フェアを3センターで開催し、セレモニー会員拡大に取り組みました。法事取扱件数は、443件（前年比マイナス55件）でした。

3 ファミリーマート J A 佐久浅間医療センター店事業

医療センターからの依頼により、バザーや病院祭等のイベント開催に協力し連携を深め、医療従事者やお見舞い客の対応にも重点を置いた店舗運営をいたしました。令和6年1月31日で10年間の「ファミリーマート・フランチャイズ契約」の満了となりましたが、2月1日に同契約を更新し5月に店舗改修を行い、利用されやすい店舗づくりに取り組みました。

4 くらしのセンター事業

生活事業では、「くらしのセンター友の会」会員拡大を実施するとともに、米、味噌、醤油等、生活基礎商材の利用継続をすすめました。また、女性会共同購入の充実、固定利用者とのつながり強化に取り組み、重点商材の利用拡大を図りました。

【株式会社オートパル佐久浅間】

1 自動車事業

新たな顧客獲得に向け、個人向けマイカーリース事業の拡充を図ったほか、カーコーティング事業を「オートパルさく」へ移転し在庫台数の拡大を図りました。

車検整備においては、免許証返納や自動車保有台数の低下等もあり電話勧誘等を徹底しましたが、車検台数は3,084台と前年度を下回る結果でした。（前年比98.6%）

車両販売においては、対人安全性向上装置装着の法改正による受注停止や、中古車価格高騰等の影響を受ける中、中古車の確保に努めつつ展示会開催に注力し、ネットオークションや中古車販売「goo グーネット」等により販売強化に努めました。しかし新車販売台数は157台、中古車販売台数は294台、車両販売総台数は451台（前年比88.1%）と減少しました。

2 ホームエネルギー事業

令和6年度末のLPGガス供給戸数は8,108戸（簡易ガス数594戸含む）となり、前年比で249戸減少しました。少子高齢化による自然減や電気（IH）への熱源転換、他業者への供給切替え等が主な要因となっています。また地球温暖化が進み、ガス使用量は減少傾向にあります。

このような中、JAでんき・クミアイプロパンセット加入の新規獲得に取り組み、6年度末契約件数は203件となりました。またコインランドリー事業の検討や、「A・コープファーマーズ佐久平店」と連携したガス器具展示販売会など新規に開催しました。

業務資格者育成においては、難関試験である丙種ガス主任技術者試験において2名、高圧ガス第二種販売主任者試験で1名が合格しました。

3 農機事業

3月のJAファーム佐久店での展示会開催や、7月には長野市で開催されたJA農機&資材フェスタに参加し、弊社オリジナルのぼり旗で農作業安全PR等に努めました。特に展示会と平素からのお客様訪問を精力的に進める等、農業機械の供給実績は前年比111%となりました。

修理整備事業は、点検パックの利用拡大に向け事前整備・格納整備を連動させる効率的な運用や、レンタル事業については価格据置でトラクター・管理機等をご利用いただきました。また自動車事業と連携し、不使用農機の無料査定を実施しました。

事業拠点集約は、あさま地区の統一事務所化に向けてオートパルあさま敷地内設置を進め、中古機センター設置計画については、しらかば地区を念頭に検討を重ねました。

最近5年間の連結事業年度の主要な連結経営指標

(単位：百万円)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
連結経常収益	22,451	21,957	22,426	22,690	22,139
（うち信用事業）	3,054	2,959	2,956	3,006	3,125
（うち共済事業）	1,235	1,249	1,329	1,427	1,474
（うち農業関連事業）	11,291	11,329	11,698	11,993	11,781
（うち生活その他事業）	6,811	6,340	6,367	6,194	5,688
（うち営農指導事業）	58	78	75	68	69
連結経常利益	1,317	1,092	1,241	1,165	944
連結当期利益	938	681	687	660	699
連結総資産額	405,914	402,970	406,345	400,946	394,683
連結純資産額	29,837	28,928	27,959	27,142	26,428
連結自己資本比率	19.83%	19.18%	18.42%	18.14%	17.84%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度	科 目	令和6年度	令和5年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	371,618	367,750	1 信用事業負債	369,253	366,979
(1)現金及び預金	276,228	277,266	(1)貯金	367,371	366,065
(2)有価証券	6,313	2,616	(2)借入金	1	3
(3)貸出金	88,505	87,474	(3)その他の信用事業負債	1,876	906
(4)その他の信用事業資産	888	834	(4)債務保証	4	4
(5)債務保証見返	4	4	2 共済事業負債	1,084	1,036
(6)貸倒引当金	△ 322	△ 445	(1)共済資金	544	498
2 共済事業資産	59	60	(2)その他の共済事業負債	540	537
(1)その他の共済事業資産	59	60	3 経済事業負債	1,526	1,373
3 経済事業資産	4,088	4,528	(1)支払手形及び経済事業未払金	1,380	1,228
(1)受取手形及び経済事業未収金	1,559	1,603	(2)その他の経済事業負債	145	145
(2)棚卸資産	2,467	2,968	4 設備借入金	518	528
(3)その他の経済事業資産	200	178	5 雑負債	1,123	1,236
(4)貸倒引当金	△ 138	△ 222	6 諸引当金	2,568	2,887
4 雑資産	1,820	2,061	(1)賞与引当金	531	512
5 固定資産	8,860	9,044	(2)退職給付に係る負債	1,991	2,302
(1)固定資産	8,827	9,002	(3)役員退職慰労引当金	45	72
建物	16,364	16,479	負債の部合計	376,076	374,041
機械装置	7,477	7,381	(純 資 産 の 部)		
土地	3,122	3,162	1 組合員資本	29,737	28,729
リース資産	62	53	(1)出資金	7,770	7,643
建設仮勘定	-	72	(2)利益剰余金	21,992	21,156
その他有形固定資産	4,282	4,245	(3)処分未済持分	△ 25	△ 70
減価償却累計額	△ 22,481	△ 22,392	(4)子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0
(2)無形固定資産	32	42	2 評価・換算差額等	99	198
6 外部出資	18,701	18,701	(1)その他有価証券評価差額金	△ 374	△ 178
(1)外部出資	18,701	18,701	(2)退職給付にかかる調整累計額	473	377
7 繰延税金資産	766	823	3 非支配株主持分	1	1
資産の部合計	405,914	402,970	純資産の部合計	29,837	28,928
			負債及び純資産の部合計	405,914	402,970

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
1 事業総利益	7,505	7,453
(1)信用事業収益	3,054	2,959
資金運用収益	2,795	2,697
(うち預金利息)	(1,614)	(1,543)
(うち有価証券利息)	(—)	(—)
(うち貸出金利息)	(767)	(761)
(うちその他受入利息)	(413)	(393)
役務取引等収益	115	113
その他経常収益	143	148
(2)信用事業費用	753	639
資金調達費用	201	78
(うち貯金利息)	(200)	(77)
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(1)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(0)	(0)
役務取引等費用	28	29
その他事業直接費用	27	8
その他経常費用	496	522
(うち貸倒引当金戻入益)	(△69)	(△47)
信用事業総利益	2,300	2,320
(3)共済事業収益	1,235	1,249
共済付加収入	1,150	1,180
その他の収益	85	69
(4)共済事業費用	72	78
共済推進費及び共済保全費	48	57
その他の費用	24	20
共済事業総利益	1,162	1,171
(5)購買事業収益	9,239	9,461
購買品供給高	9,108	9,320
購買手数料	36	43
その他の収益	95	97
(6)購買事業費用	8,468	8,818
購買品供給原価	8,328	8,627
購買品供給費	34	42
その他の費用	104	148
購買事業総利益	771	642

(7)販売事業収益	885	743
販売品販売高	251	148
販売手数料	501	468
その他の収益	131	127
(8)販売事業費用	254	175
販売品販売原価	238	142
販売費	9	26
その他の費用	6	6
販売事業総利益	630	568
(9)その他事業収益	8,036	7,543
(10)その他事業費用	5,396	4,792
その他事業総利益	2,640	2,750
2 事業管理費	6,411	6,511
(1)人件費	4,935	5,061
(2)その他事業管理費	1,476	1,450
事業利益	1,094	941
3 事業外収益	437	360
(1)受取雑利息	8	8
(2)受取出資配当金	199	192
(3)その他の事業外収益	230	159
4 事業外費用	213	209
(1)支払雑利息	2	2
(2)その他の事業外費用	211	207
経常利益	1,317	1,092
5 特別利益	36	43
(1)固定資産処分益	21	6
(2)一般補助金	7	37
(3)その他の特別利益	7	—
6 特別損失	149	180
(1)固定資産処分損	50	70
(2)減損損失	90	70
(3)その他の特別損失	8	38
税金等調整前当期利益	1,204	955
法人税、住民税及び事業税	246	227
法人税等調整額	20	46
法人税等合計	266	273
当期利益	938	681
非支配株主に帰属する当期利益	0	△0
当期剰余金	938	682

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	21,157	20,566
2 利益剰余金増加高	938	682
当期剰余金	938	682
3 連結剰余金減少高	103	92
配当金	103	92
4 利益剰余金期末残高	21,992	21,157

連結注記表(令和6年度)

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社	4社
JA佐久浅間株式会社アメック	
株式会社グリーンフィールド	
株式会社佐久浅間ライフナー	
株式会社オートパル佐久浅間	
非連結の子会社	0社
- 2 持分法の適用に関する事項

該当する事項なし
- 3 連結される子会社の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
- 4 のれんの償却方法及び償却期間

該当する事項なし
- 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。
- 6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - (1)現金及び現金同等物の内容

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、及び通知預金となっています。
 - (2)現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	276,228百万円
定期性預金及び譲渡性預金	△272,130百万円
現金及び現金同等物	4,098百万円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式 移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品(生産資材・燃料等) 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品(農機・自動車) 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品(小売店舗品・部品等) 売価還元法による低価法
 - ・その他の棚卸資産 主として総平均法または個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。
 - (2)無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
- 4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査担当部署が査定結果を監査しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
- 5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

8 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員等が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷冷蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

9 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

10 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

11 その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,356百万円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳額
建物	1,446 百万円
機械装置	1,385 百万円
土地	276 百万円
その他の有形固定資産	249 百万円
合 計	3,356 百万円

2 担保に供している資産

定期預金5,500百万円を為替決済の担保に、定期預金50百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 該当ありません。

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は388百万円、危険債権額は306百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は53百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は748百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 連結損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済・経済事業（生産資材）は8広域単位（さく北部、さく南部、みなみ北部、みなみ南部、あさま西部、あさま東部、しらかば東部、しらかば西部）に、野菜加工事業は基本的に事業所単位でグルーピングしております。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および農業関連施設等については、全体のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、当組合全体の共用資産として認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧野菜加工開発センター	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧東給油所	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧平賀生産資材	遊休固定資産	土地・建物	業務外固定資産
立科有線	遊休固定資産	建物・機械装置	業務外固定資産
旧東店	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧東部店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
佐久警察署 浅科駐在所	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

旧平賀生産資材、旧東店の固定資産は遊休固定資産となり早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

佐久警察署 浅科駐在所の固定資産は賃貸固定資産として使用されていますが、使用価値および正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧野菜加工開発センター、旧東給油所、立科有線、旧東部店の遊休固定資産は、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額まで達しないため備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場 所	金 額	内 訳
旧野菜加工開発センター	73 百万円	土地27百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧東給油所	1 百万円	土地0百万円、建物0百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧平賀生産資材	2 百万円	土地2百万円、建物0百万円
立科有線	2 百万円	建物0百万円、機械装置2百万円
旧東店	1 百万円	土地1百万円
旧東部店	5 百万円	建物5百万円
佐久警察署 浅科駐在所	4 百万円	土地4百万円

(4)回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づく公示価格により算定しております。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.85%上昇したものと想定した場合、経済価値が805百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	274,625	273,812	△ 813
有価証券	6,313	6,313	—
その他有価証券	6,313	6,313	—
貸出金	88,505		
貸倒引当金	△ 333		
貸倒引当金控除後	88,172	86,870	△ 1,302
資産計	369,111	366,996	△ 2,115
貯金	367,371	366,329	△ 1,041
負債計	367,371	366,329	△ 1,041

（注） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,701

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	274,625	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	100	300	500	5,810
その他有価証券のうち満期があるもの	8,013	6,812	6,282	5,737	5,350	55,939
貸出金						
合 計	282,639	6,812	6,382	6,037	5,850	61,749

(注) 1 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越764百万円については「1年以内」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等369百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	326,279	21,250	12,811	2,290	4,189	550

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,251	1,480	△ 228
	地 方 債	3,103	3,208	△ 104
	社 債	1,958	2,000	△ 41
	小 計	6,313	6,688	△ 374
合 計		6,313	6,688	△ 374

2 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,312百万円
勤務費用	244百万円
利息費用	30百万円
数理計算上の差異の発生額	△216百万円
退職給付の支払額	△499百万円
期末における退職給付債務	4,871百万円

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,010百万円
期待運用収益	21百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
特定退職金共済制度への拠出金	158百万円
退職給付の支払額	△310百万円
期末における年金資産	2,879百万円

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,871百万円
特定退職金共済制度	△2,879百万円
退職給付に係る負債	1,991百万円

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	244百万円
利息費用	30百万円
期待運用収益	△21百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△82百万円
小計	170百万円
合計	170百万円

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金	38.4%
共済預け金	61.6%
合計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.292%
長期期待運用収益率	0.737%
数理計算上の差異の処理年数	10年

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金42百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、308百万円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	49百万円
貸倒損失損金否認	3百万円
貸出金未収利息不計上	1百万円
退職給付に係る負債	511百万円
役員退職慰労引当金	12百万円
賞与引当金	154百万円
その他	686百万円
事業税	15百万円
繰延税金資産小計	1,435百万円
評価性引当額	△632百万円
繰延税金資産合計(A)	802百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	4百万円
未収預金利息	31百万円
繰延税金負債合計(B)	36百万円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	766百万円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.45%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.26%
住民税均等割等	0.94%
法人税額の特別控除	△1.03%
評価性引当額の増減	△4.52%
その他	0.98%
税効会計適用後の法人税等の負担率	22.12%

3 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.45%から、28.16%に変更されます。

なお、この税率の変更による影響は軽微です。

IX 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X 資産除去債務に関する注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7～30年、割引率は1.1%～2.7%を採用しています。

(3)当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	57百万円
資産除去債務の計上による増加額	4百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	63百万円

2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸借契約等に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、使用期間が明確ではなく、かつ、移転の予定がない施設等については、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	388	493	△105
危険債権額	306	409	△103
要管理債権額	53	90	△37
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	53	90	△37
小 計	748	993	△245
正常債権額	89,478	88,476	1,002
合 計	90,227	89,469	758

(注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3 要管理債権

4 「三月以上延滞債権」と5 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

連結事業年度の事業別収益等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度
経常収益		
信用事業	3,054	2,959
共済事業	1,235	1,249
農業関連事業	11,291	11,329
生活その他事業	6,811	6,340
営農指導事業	58	78
合 計	22,451	21,957
経常利益		
信用事業	890	878
共済事業	403	357
農業関連事業	200	113
生活その他事業	177	58
営農指導事業	△353	△315
合 計	1,317	1,092
総資産		
信用事業	380,853	376,655
共済事業	3,477	3,524
農業関連事業	16,763	17,803
生活その他事業	4,205	4,405
営農指導事業	614	582
合 計	405,914	402,970

連結注記表(令和5年度)

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社	4社
JA佐久浅間株式会社アメック	
株式会社グリーンフィールド	
株式会社佐久浅間ライフナー	
株式会社オートパル佐久浅間	
非連結の子会社	0社

2 持分法の適用に関する事項

該当する事項なし

3 連結される子会社の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4 のれんの償却方法及び償却期間

該当する事項なし

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の内容

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	277,266百万円
定期性預金及び譲渡性預金	△273,200百万円
現金及び現金同等物	4,066百万円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券 ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品(生産資材・燃料等) 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・購買品(農機・自動車) 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・購買品(小売店舗品・部品等) 売価還元法による低価法
- ・その他の棚卸資産 主として総平均法または個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査担当部署が査定結果を監査しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

8 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じた収益を認識しております。

④加工事業

組合員等が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷冷蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

9 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

10 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

11 その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,349百万円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳額
建物	1,441 百万円
機械装置	1,385 百万円
土地	276 百万円
その他の有形固定資産	246 百万円
合 計	3,349 百万円

2 担保に供している資産

定期預金5,500百万円を為替決済の担保に、定期預金50百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

該当ありません。

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は493百万円、危険債権額は409百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は90百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は993百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 連結損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済・経済事業（生産資材）は8広域単位（さく北部、さく南部、みなみ北部、みなみ南部、あさま西部、あさま東部、しらかば東部、しらかば西部）に、野菜加工事業は基本的に事業所単位でグルーピングしております。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および農業関連施設等については、全体のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、当組合全体の共用資産として認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
綿谷製作所駐車場	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧平根給油所	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧東店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
東店旧生活店舗	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧高瀬店	遊休固定資産	建物等	業務外固定資産
旧内山店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧八千穂店	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧布施店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
信州人参センター	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

綿谷製作所駐車場、旧平根給油所、東店旧生活店舗、旧高瀬店、旧八千穂店の固定資産は遊休固定資産となり早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

信州人参センターの固定資産は賃貸固定資産として使用されていますが、使用価値または正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧東店、旧内山店、旧布施店の遊休固定資産は、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額まで達しないため備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場 所	金 額	内 訳
綿谷製作所駐車場	34 百万円	土地34百万円
旧平根給油所	1 百万円	建物1 百万円
旧東店	4 百万円	建物4百万円
東店旧生活店舗	1 百万円	建物1 百万円
旧高瀬店	17 百万円	建物17百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧内山店	3 百万円	建物3百万円
旧八千穂店	1 百万円	土地1 百万円
旧布施店	2 百万円	建物2百万円
信州人参センター	4 百万円	土地1 百万円、建物1 百万円、その他の有形固定資産0百万円、無形固定資産0百万円

(4)回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づく公示価格により算定しております。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.34%上昇したものと想定した場合には、経済価値が444百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	275,568	275,460	△ 108
有価証券	2,616	2,616	—
その他有価証券	2,616	2,616	—
貸出金	87,474		
貸倒引当金	△ 439		
貸倒引当金控除後	87,034	86,829	△ 204
資産計	365,219	364,906	△ 313
貯金	366,065	365,737	△ 328
負債計	366,065	365,737	△ 328

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金（固定利率）は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,701

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	275,568	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	100	649	2,010
貸出金	8,168	6,955	6,577	5,889	5,273	54,090
合 計	283,736	6,955	6,577	5,989	5,922	56,100

(注) 1 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越740百万円については「1年以内」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等519百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	319,827	22,298	18,413	2,494	2,630	400

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	208	199	8
	地 方 債	402	400	2
	社 債	407	400	7
	小 計	1,018	999	18
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,040	1,185	△ 144
	地 方 債	9	10	△ 0
	社 債	198	200	△ 1
	受益証券	349	400	△ 50
	小 計	1,598	1,795	△ 197
合 計		2,616	2,795	△ 178

2 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,509百万円
勤務費用	252百万円
利息費用	25百万円
数理計算上の差異の発生額	△59百万円
退職給付の支払額	△414百万円
期末における退職給付債務	5,313百万円

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,105百万円
期待運用収益	22百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
特定退職金共済制度への拠出金	163百万円
退職給付の支払額	△279百万円
期末における年金資産	3,010百万円

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,313百万円
特定退職金共済制度	△3,010百万円
退職給付に係る負債	2,302百万円

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	252百万円
利息費用	25百万円
期待運用収益	△22百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△41百万円
小計	213百万円
合計	213百万円

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金	44.3%
共済預け金	55.7%
合計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.638%
長期期待運用収益率	0.726%
数理計算上の差異の処理年数	10年

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金44百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、355百万円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	113百万円
貸倒損失損金否認	3百万円
貸出金未収利息不計上	1百万円
退職給付に係る負債	591百万円
役員退職慰労引当金	18百万円
賞与引当金	147百万円
その他	604百万円
事業税	12百万円
繰延税金資産小計	1,494百万円
評価性引当額	△633百万円
繰延税金資産合計(A)	860百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	4百万円
未収預金利息	33百万円
繰延税金負債合計(B)	37百万円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	823百万円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.45%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.67%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.77%
住民税均等割等	1.19%
法人税額の特別控除	△1.34%
評価性引当額の増減	△2.63%
その他	6.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.64%

X 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI 資産除去債務に関する注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7～30年、割引率は1.1%～2.7%を採用しています。

(3)当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	47百万円
見積りの変更による増加額	9百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	57百万円

2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸契約等に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、使用期間が明確ではなく、かつ、移転の予定がない施設等については、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	493	540	△47
危険債権額	409	494	△85
要管理債権額	90	71	19
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	90	71	19
小 計	993	1,106	△113
正常債権額	88,476	84,058	4,418
合 計	89,469	85,164	4,305

(注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3 要管理債権

4 「三月以上延滞債権」と5「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

連結事業年度の事業別収益等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度
経常収益		
信用事業	2,959	2,956
共済事業	1,249	1,329
農業関連事業	11,329	11,698
生活その他事業	6,340	6,367
営農指導事業	78	75
合 計	21,957	22,426
経常利益		
信用事業	878	883
共済事業	357	381
農業関連事業	113	234
生活その他事業	58	68
営農指導事業	△315	△326
合 計	1,092	1,241
総資産		
信用事業	376,655	379,121
共済事業	3,524	3,549
農業関連事業	17,803	18,501
生活その他事業	4,405	4,580
営農指導事業	582	592
合 計	402,970	406,345

連結自己資本の充実の状況

連結の範囲に関する事項

- ◇ 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点
相違点はありません。
- ◇ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
 - ・ 連結子会社数 4社
 - ・ 主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
J A 佐久浅間株式会社アメック	不動産事業全般、給油所事業
株式会社グリーンフィールド	農業経営
株式会社佐久浅間ライフナー	セレモニー事業、コンビニ事業、生活事業
株式会社オートパル佐久浅間	自動車事業、エネルギー事業、農業機械事業

- ◇ 比例連結が適用される関連法人
該当ありません。
- ◇ 控除項目の対象となる会社
該当ありません。
- ◇ 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社
該当ありません。
- ◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等
該当ありません。
- ◇ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

連結自己資本比率の状況

令和7年2月末における連結自己資本比率は、19.83%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	佐久浅間農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,770 百万円（前年度 7,643 百万円）

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	29,622	28,626
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,770	7,643
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	21,992	21,156
うち、外部流出予定額 (△)	115	103
うち、上記以外に該当するものの額	△25	△70
コア資本に算入される評価・換算差額等	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	1	1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	37
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	37
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	29,627	28,664
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	23	30
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	30
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23	30
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	29,603	28,633
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	134,393	134,271
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,879	15,008
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,273	149,279
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	19.83%	19.18%

(注) 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		1,592	—	—	1,692	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		1,483	—	—	1,387	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		24,047	—	—	23,133	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		283,410	56,682	2,267	284,203	56,840	2,273
法人等向け		4,049	3,036	121	3,186	2,878	115
中小企業等向け及び個人向け		10,076	6,084	243	8,969	5,392	215
抵当権付住宅ローン		5,546	1,861	74	5,565	1,883	75
不動産取得等事業向け		3,577	3,556	142	3,303	3,274	130
三月以上延滞等		646	246	9	822	210	8
取立未済手形		30	6	0	30	6	0
信用保証協会等保証付		36,381	3,600	144	34,131	3,375	135
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
出資等		3,944	3,944	157	3,944	3,944	157
（うち出資等のエクスポージャー）		3,944	3,944	157	3,944	3,944	157
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
上記以外		31,955	55,374	2,214	32,989	56,465	2,258
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		14,756	36,891	1,475	14,756	36,891	1,475
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		881	2,202	88	923	2,307	92
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		16,317	16,281	651	17,309	17,265	690
証券化		—	—	—	—	—	—
（うちS T C要件適用分）		—	—	—	—	—	—
（うち非S T C適用分）		—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	400	—	—
（うちルックスルー方式）		—	—	—	400	—	—
（うちマンドート方式）		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）		—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）		—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—	—	—

他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	406,740	134,393	5,375	403,759	134,271	5,370
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	406,740	134,393	5,375	403,759	134,271	5,370
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
<基礎的手法>	a	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%	b=a×4%
	14,879	595	15,008	600		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%	b=a×4%
	149,273	5,970	149,279	5,971		

- (注) 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P 15～16）をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） S&P グローバル・レーティング（S&P） フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和6年度					令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内		406,740	88,581	6,699	—	646	403,359	87,550	2,399	—	822
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		406,740	88,581	6,699	—	646	403,359	87,550	2,399	—	822
法人	農業	1,686	1,616	—	—	26	1,654	1,589	—	—	22
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	324	23	300	—	—	24	24	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	470	370	—	—	4	857	757	—	—	4
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,505	—	1,505	—	—	601	—	601	—	—
	運輸・通信業	96	96	—	—	—	104	104	—	—	—
	金融・保険業	298,297	8,507	200	—	—	298,990	8,507	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,152	2,043	—	—	6	2,437	2,326	—	—	8
	日本国政府・地方公共団体	25,808	21,115	4,692	—	—	24,848	23,050	1,797	—	—
	上記以外	4,016	1	—	—	—	4,310	3	—	—	—
個人		56,688	54,805	—	—	608	53,407	51,186	—	—	786
その他		15,693	—	—	—	—	16,122	—	—	—	—
業種別残高計		406,740	88,581	6,699	—	646	403,359	87,550	2,399	—	822
1年以下		277,551	2,748	—	—	—	278,765	3,069	—	—	—
1年超3年以下		3,136	3,035	100	—	—	3,052	3,052	—	—	—
3年超5年以下		4,202	3,400	801	—	—	5,227	4,826	400	—	—
5年超7年以下		7,627	7,326	300	—	—	6,435	6,435	—	—	—
7年超10年以下		19,349	15,336	4,013	—	—	16,209	15,598	611	—	—
10年超		58,944	55,803	1,483	—	—	56,668	53,355	1,387	—	—
期限の定めのないもの		36,294	928	—	—	—	37,367	1,212	—	—	—
残存期間別残高計		406,740	88,581	6,699	—	—	403,359	87,550	2,399	—	—

- (注)1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸付金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	37	3	—	37	3	31	37	—	31	37
個別貸倒引当金	643	471	61	581	471	698	643	7	691	643

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度							令和5年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他						目的 使用	その他			
国 内	643	471	61	581	471			698	643	7	691	643		
国 外	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
地域別計	643	471	61	581	471			698	643	7	691	643		
法 人	農業	21	23	—	21	23	—	—	21	—	—	21	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	6	15	—	6	15	—	10	6	—	10	6	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	6	4	—	6	4	—	6	6	—	6	6	—	—
	上記以外	5	1	—	5	1	—	7	5	—	7	5	—	—
	個 人	602	425	61	541	425	—	673	602	7	666	602	—	—
業種別計	643	471	61	581	471	—	—	698	643	7	691	643	—	—

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和6年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リス ク削減効 果勘案後 残高	リスク・ウエイト 0%	—	28,115	28,115	—	27,158	27,158
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	36,196	36,196	—	33,981	33,981
	リスク・ウエイト 20%	200	283,984	284,185	—	284,756	284,756
	リスク・ウエイト 35%	—	5,267	5,267	—	5,321	5,321
	リスク・ウエイト 50%	1,705	3,593	5,299	601	3,248	3,850
	リスク・ウエイト 75%	—	5,948	5,948	—	5,387	5,387
	リスク・ウエイト 100%	—	25,963	25,963	—	27,161	27,161
	リスク・ウエイト 150%	—	127	127	—	62	62
	リスク・ウエイト 250%	—	15,637	15,637	—	15,679	15,679
リスク・ウエイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		1,906	404,834	406,740	601	402,757	403,359

- (注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（Ｐ６４）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和６年度			令和５年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	27	3,694	－	16	3,138	－
抵当権住宅ローン	－	181	－	－	206	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	6	－	－	4	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	60	－	－	62	－
合 計	27	3,941	－	16	3,412	－

- (注) 1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたりリスク管理を行っています。ＪＡの信用リスク管理の方法及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（Ｐ１５～１６）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたりリスク管理を行っています。ＪＡのリスク管理の方法及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（Ｐ６４）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和６年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非上場	18,701	18,701	18,701	18,701
合 計	18,701	18,701	18,701	18,701

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	400
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P64～65）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,063	1,359	0	45
2	下方パラレルシフト	0	0	173	69
3	スティープ化	1,406	1,978		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	609	532		
7	最大値	1,406	1,978	173	69
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	29,603		28,633	

財務諸表の正確性等にかかる確認



確 認 書

令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和7年5月1日

佐久浅間農業協同組合

代表理事組合長

高柳利道 

代表理事専務理事（財務担当）

柳澤 正 

ＪＡ佐久浅間は皆さまの声を誠実に受け止めます

ＪＡ佐久浅間では、ご利用者の皆さまにご満足いただけますよう心がけておりますが、当ＪＡの業務活動についてご不満等を感じましたら、まずは、当ＪＡの最寄り店舗または下記の受付窓口までお申し出ください。

ＪＡ佐久浅間は、より一層の「信頼」と「安心」をお届けするため、ご利用者の皆さまの声を誠実に受け止めます。

リスク統括部

電話番号：０１２０－６７７－８８２

受付時間：午前９時～午後５時

（土日・祝日および12月31日～1月3日を除く）



佐久浅間農業協同組合

〒385-8585 長野県佐久市猿久保882

TEL : 0267-68-1112 (代) <https://www.ja-sakuasama.iijan.or.jp/>